

第六十三回国会 衆議院 内閣委員会 議録 第二号

昭和四十五年三月五日(木曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 天野 公義君

理事 伊能繁次郎君

理事 佐藤 文生君

理事 塩谷 一夫君

理事 鈴木 康雄君

阿部 文男君

加藤 陽三君

辻 寛一君

葉梨 信行君

木原 実君

横路 孝弘君

渡部 一郎君

出席國務大臣

法務大臣 小林 武治君

外務大臣 愛知 揆一君

農林大臣 倉石 忠雄君

通商産業大臣 宮澤 喜一君

運輸大臣 橋本登美三郎君

建設大臣 根本龍太郎君

國務大臣 山中 貞則君

(總理府總務長官)

國務大臣 荒木萬壽夫君

(行政管理庁長官)

出席政府委員

内閣官房副長官 木村 俊夫君

内閣官房内閣審議室長兼内閣總理大臣官房審議室長 青鹿 明司君

人事院總裁 佐藤 達夫君

人事院事務總局職員局長 島 四男雄君

總理府總務副長官 湊 徹郎君

總理府人事局長 栗山 康平君

行政管理庁行政管理局長 河合 三良君

防衛庁人事教育局長 内海 倫君

通商産業省貿易振興局長 後藤 正記君

委員外の出席者

外務省経済協力局外務参事官 村上 謙君

内閣委員会調査室長 茨木 純一君

委員の異動

二月二十一日 山口 敏夫君 補欠選任 川崎 秀二君

同日 山口 敏夫君 補欠選任 山口 敏夫君

同日 川崎 秀二君 補欠選任 山口 敏夫君

同日 山口 敏夫君 補欠選任 岡崎 英城君

同日 山口 敏夫君 補欠選任 山口 敏夫君

第一類第一号

内閣委員会議録第二号 昭和四十五年三月五日



通商産業省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第二号）  
 行政管理局設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇号）  
 建設省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第二五号）  
 外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第三号）

○天野委員長 これより会議を開きます。  
 去る二月二十八日、人事院より国会に、国家公務員法第二十三条の規定に基づく国家公務員災害補償法等の改正に関する意見の申し出があり、同日議案より、当委員会に参考送付せられましたので、御報告いたしておきます。

○天野委員長 法務省設置法の一部を改正する法律案、皇室経済法施行法の一部を改正する法律案及び総理府設置法の一部を改正する法律案、各案を議題といたします。

法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法（昭和二十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

別表四東京拘置所の項中「東京都豊島区」を「東京都豊島区」に改め、同表中小菅刑務所の項を削り、

宇都宮刑務所	宇都宮市	を	黒羽刑務所	栃木県那須郡黒羽町	を	黒羽刑務所	栃木県那須郡黒羽町
--------	------	---	-------	-----------	---	-------	-----------

名古屋刑務所 愛知県西加茂郡三好町

名古屋刑務所 愛知県西加茂郡三好町  
 岡崎医療刑務所 岡崎市

別表十二中 仙台入国管理事務所八戸 港出張所

仙台入国管理事務所八戸 八戸市  
 仙台入国管理事務所宮古 宮古市  
 港出張所

東京入国管理事務所千葉 港出張所

東京入国管理事務所鹿島 茨城県鹿島郡神栖町  
 東京入国管理事務所千葉 千葉市  
 東京入国管理事務所木更 千葉県君津郡津港出張所 君津町

横浜入国管理事務所川崎港出張所

横浜入国管理事務所川崎港出張所 川崎市  
 横浜入国管理事務所田子の浦港出張所 富士市

名古屋入国管理事務所蒲郡港出張所

名古屋入国管理事務所蒲郡港出張所 蒲郡市  
 名古屋入国管理事務所衣浦港出張所 半田市

め、同表大阪入国管理事務所伊丹空港出張所の項中「伊丹市」を「豊中市」に改める。

附則

この法律は、昭和四十五年五月一日から施行する。ただし、別表十二の改正規定中大阪入国管理事務所伊丹空港出張所に係る部分は公布の日から、別表四の改正規定は公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

理由

所在地の状況等にかんがみ小菅刑務所及び宇都宮刑務所を廃止して黒羽刑務所及び岡崎医療刑務所を設置し、並びに東京拘置所の位置を改め、出入国管理行政を有効適切ならしめるため宮古市はか四箇所に入国管理事務所の出張所を置く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

総理府設置法の一部を改正する法律案

総理府設置法の一部を改正する法律案

総理府設置法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

貿易会議

貿易（海運、航空及び観光に関する貿易外の受取及び支払を伴う役務の取引を含む）以下この項において同じに係る施策、輸出の目標その他貿易に関する重要事項のうち、関係行政機関相互の連絡調整を必要とするものについて調査審議すること。

第十五条第一項の表家庭生活問題審議会の項を削る。  
 附則第四項を次のように改める。

4 第十五条第一項の表に掲げる附属機関のうち、同対策協議会は、昭和四十九年三月三十一日までに置かれるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

総合的な貿易推進体制の確立に資するため、輸出会議を貿易会議に改組するとともに、同対策協議会の設置期限を昭和四十九年三月三十一日まで

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

皇室経済法施行法の一部を改正する法律案

皇室経済法施行法（昭和二十二年法律第一百三十三号）の一部を次のように改正する。

第七条中「八千四百万円」を「九千五百万円」に改める。  
 第八条中「七百二十万円」を「八百三十万円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の第七条及び第八条の規定は、昭和四十五年四月一日から適用する。

理由

最近の経済情勢にかんがみ、内廷費及び皇族費の定額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○小林国務大臣 法務省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案の改正点の第一は、矯正施設の移転並びに廃止及び設置についてであります。現在東京都豊島区にある東京拘留所は、首都圏整備計画の一環として、他地区へ移転させる必要があるため、これを東京都葛飾区の小菅刑務所の所在地へ移すこととし、これに伴い、小菅刑務所を廃止し、栃木県那須郡黒羽町に黒羽刑務所を設置しようとするものであります。同所の施設が完成いたしますと宇都宮刑務所の施設が不要となりますので、これを廃止することとし、また、いわゆる精神障害受刑者に対する処遇の充実をはかるため、岡崎市に岡崎医療刑務所を設置しようとするものであります。

改正点の第二は、岩手県宮古市外四方所に入国管理事務所の出張所を置くこととするものであります。近時、宮古港、鹿島港、木更津港、田子の浦港及び衣浦港におきましては、出入国船舶の数が増加してまいりましたので、これらの港における出入国管理事務所を一そう適切に行なうため、宮古市、茨城県鹿島郡神栖町、千葉県君津郡君津町、富士市及び半田市の三市、二町にそれぞれ入国管理事務所の出張所を設けようとするものであります。

最後に、伊丹空港の整備拡張に伴い、大阪入国管理事務所伊丹空港出張所の位置を伊丹市から豊中市に改めようとするものであります。以上が法務省設置法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○天野委員長 山中総務長官。  
○山中国務大臣 初めに皇室経済法施行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

一部を改正する法律案の提案の理由を御説明いたします。

内廷費及び皇族費の定額は、皇室経済法施行法第七條及び第八條の規定により、現在、内廷費は八千四百万円、皇族費は七百二十万円となっております。これらは昭和四十三年四月に改定されたものであります。その後の経済事情、なかんずく物価の上昇及び二回にわたる国家公務員給与の引き上げ等の情勢にかんがみ、内廷費及び皇族費について、物件費及び人件費の増加を考慮し、内廷費の定額を九千五百万円、皇族費算出の基礎となる定額を八百三十万円にいたしたいと存じます。以上が、この法律案のおもな内容及びこれを提案いたしました理由であります。

次に、総理府設置法の一部を改正する法律案を御説明申し上げます。

総理府設置法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。第一は、総理府の附属機関のうち輸出会議を貿易会議と名称を変更し、輸入等についても調査審議の対象としたことであります。

輸出会議は、政府及び民間の意思を統一して輸出振興を期するため、昭和三十七年に総理府に設置されたものであります。以来わが国の輸出の振興上きわめて重要な役割りを果たしてまいりました。

しかしながら近年に至り、発展途上国との貿易アンバランスの拡大、わが国の経済発展を維持するための資源確保の問題等、わが国の輸入面における対策を必要とする問題が発生し、世界貿易の発展との調和をはかりつつ、わが国輸出の持続、安定的な拡大をはかるためにも、これらの問題に対して積極的な方策を講ずることが必要となっております。

このような見地から、昨年六月に開催された輸出会議におきましては、輸出会議を貿易会議に改組し、輸入を含めた総合的な貿易推進体制の確立を急ぐべき旨の意見が出されたところであり、したが、その後政府内部において検討を重ね、こ

に総理府設置法の一部を改正することとしてこの法律案を提案することとした次第であります。

なお、貿易外取引につきましても、従来、海運、航空及び観光に関する取引のうち、わが国が外貨を獲得する部分のみを輸出会議の審議事項としておりましたが、貿易会議において輸入を審議することにあわせて、貿易外取引についても受け払い全体について調査審議することと改めております。

第二は、総理府の附属機関のうち同和对策協議会の設置期限を昭和四十九年三月三十一日まで四年間延長するものであります。

同和对策協議会は、同和对策として推進すべき施策で関係行政機関相互の緊密な連絡を要するものに關する基本的事項を調査審議することを目的とし、総理府の附属機関として設けられたものであります。その設置期限は、昭和四十五年三月三十一日までとされております。

同協議会では、同和对策の推進のため終始熱心かつ慎重な審議が行なわれてきたのであります。が、昨年七月に制定された同和对策事業特別措置法及び同時に策定された同和对策長期計画につきましても、同協議会の意見を承りながらその立案を行なうてまいりましたものであります。

この特別措置法は十年間の時限立法であり、長期計画もこの期間に見合った計画となっておりまして、十年間のうちに同和问题の解決に十分な成果をあげるため、関係各省が今後とも鋭意努力を傾けていかねばならないことはもちろんであります。特に長期計画の前期五年間において、施策全般について社会的経済的事情を考慮し、必要な調整をはかりつつおくれた部門の施策の推進に努めることとされており、これが円滑な推進につき協議する機関として引き継ぎ同和对策協議会を存置し、その設置期限を長期計画の前期五年間に見合せて昭和四十九年三月三十一日までと改めることが必要であると考ふる次第であります。

以上が、この法律案の提案理由及び概要であります。

両案につきまして何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○天野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○天野委員長 総理府設置法の一部を改正する法律案を議題とし、これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。大出俊君。

○大出委員 総務長官お見えになっておられるわけですが、設置法の中の貿易会議の問題ですが、これはあと少し詳しく承りたいと思っております。これだけでも、その前に、公務員のいわゆる天下り世の中で言っておりますが、この問題でいぶ方々でいま議論が行なわれているわけですが、総務長官というお立場でございまして少し筋違いの感があるわけですが、しかし問題は、どこかで何とかこれをチェックしなければならぬという問題がもう一つあるわけですが、たとえば人事院が所管をするもの、それから総理大臣官房がいま事前了承、事前協議の形をとっているもの、あるいは防衛庁などは全くこれ特別職ですから、自衛隊法に基づく形でやっております、こういうことになっておりますから、どこかでこれは何とかしなければならぬということになるわけですが、そういう意味で関連がある、こういうふうにお受け取りいただきたいのです。

いまの法律、規則で申しますと、人事院の権限、大臣官房の権限、防衛庁、こうなっておりますから、そうすると、これは総務長官に關係がないということになるわけですが、実はそういう狭い視野でものを考えたいだいたくはないと思っております。そういう意味で少し御意見をいただきたいのですが、総理府の調査によりまして、四十四年七月一日という時点で百八の特殊法人がございまして、役員総数が七百二十一人、こ

の法律案の趣旨を御説明いたします。

のうち三百六十三人、五〇・三％というのがいわゆる高級官僚の皆さんが各官庁からおおいでになつた、こういう状態になつてゐるわけですね。この内訳が大蔵省の方々が五十九人、農林省の方々が五十人、通産省の方々が四十二人というところから始まりまして、ほとんど各省にわたつてゐる、こういうわけですね。

さてそこで、毎回行政管理局を中心にして私も公団公社の問題を取り上げておりましたが、大半が政府出資で行なわれている公団が十三ございませぬ。また事業団二十一ばかりが大半政府の出資なんです。この十三の公団、二十一の事業団、ほとんど政府出資。この中身を見ますと、二百六十九の役員ポストがございまして、この二百六十九の役員ポストのうち百七十七人が実は官費出身といふことになつてゐる。これはたいへんなウエートを占めてゐる。それから公団から公社へ、そして公団から事業団へという、これは前から問題になつておりましたが、特殊法人の二つ以上を歩いてゐる方々が、この中で七十四人ゐる。俸給も四十四年七月当時の四十七万円が最高ですが、これは大臣の俸給より高いというのであります。一期四年間という任期がございまして、退職金のほうは大体千四百万円、こういうことになつてゐるといふところいろいろ世の中が、あるいは新聞だねになるわけなんです。

そこで、これはいいか悪いかという観点からものを言つていいのかどうかといふことは、ちよつと問題がありますけれども、いずれにせよそういう世論一般、あるいはそういう新聞論調といふものがあつて、よしあしは別として説得力がある形で答へを与えていかなければならぬといふことになつてゐる。そこらところ、総理府の総務長官というお立場ですから、チェックするしないという権限はございませぬけれども、私はもう少し幅広く、たとえば総理府総務長官のところでは法律、規則といふものを整えてチェックするシステムをつくる、こういう必要があらはせぬかといふ気がするわけなんです、そういうところで総務長

官、世論をながめていて、新聞論調をごらんになつておつて、このあたりをどういふふうにお考えになつてゐますか。

○山中事務大臣 私には国家公務員給与担当大臣でございますから、公務員をなるべく手厚く遇し、そして有能な個々の公務員が有機的に国民へのよりよきサービスを展開してゐるかどうかといふ観点から、給与問題等に好意的な考慮を払ふ立場にある大臣であると思つてゐます。ただしかし、大出委員の御指摘のように、今日伝えられてもうほほほ慢性的化してゐるこの傾向を、国民はどう受け取つておるのか、単に役人のあり方についてだけと受け取つて、それで終わつてゐるのであるのか、やはりこれは政治といふものはこのよふな問題についてどういふ処置をとらうとしておるのか、あるいはどういふ考え方を持っておるのかといふことを国民が問ひかけておる現象にまで発展しておるといふことを、私は否定できないと思つておる。御指摘のように、公社、公団は官費のほうでやつておられますし、防衛庁はまた別個やつておられますが、民間へは人事院がやつておる。いずれも天下りなり転出先のチェックとしてやつておるわけでありませぬ。私のほうから考えますと、その前に役人の世界は実は私は体験がありませんので、役人のやつてゐることのいい面も悪い面も私は極端に目につくわけなんです。

ですから、余談であります、年度末に予算が余つたら慰勞休暇にみんな大臣がめくら判を押すなんといふことは、私としてははなはだ勤にさわることであつて、予算の一番少ない役所の一つである私の総理府においてそのよふなむだな使い方はさせない。余つたものは翌年度の一般会計の財源となつて、国債償還並びに一般財源に寄与する貴重な国民の税金である、こゝろいふ考え方で取り組んでおるのですけれども、これはしかし役人諸君にとつては一大ショックでありまして、うちの大員といふのはたいへん思いやりがないといふ反面も、あるいはあるかもしれぬと私は思つてお

し、しかし考へてみますと、国家公務員の、しかも高級職になるには、一般の国民よりもすぐれた人材であることは間違いないと思つてゐます。そのすぐれた人材の諸君がとんとん拍子で榮転をしていくこともけつこつでありませぬけれども、一体その退職の年齢、こゝろいふものがいまの一般の民間の退職年齢、あるいはまあ肩たたき年次といひますか、そゝろいふもの等に比べてあまりにも若くして官を去る傾向が強いのではないかと、ではさつとおつたらいいじゃないかといつても、今度は、さきよりは人の身あすはわが身といふこともやはりありませぬから、一年か一年半すると、五十一、二歳の有能な事務次官がかりにそこにいたとしても、後進に道を譲らざるを得ない。しかも奇妙な現象は、同期の者が一人が事務次官になつたら、その事務次官のもとに同期の者は仕えて局長たることをいさぎよしとしないのか、速慮すること、いずれにしてもみんなどこかに出ていく。その出ていく先が実は天下りだの何だのといふことに取りざたされることに、私は結果としてつながらると思つてゐます。そこで有能な公務員といふものは一年で首をちよん切られるのが慣例であるからといへばそれまででありますけれども、この男は事務次官として出色である、局長として出色であると思つたら、年次とかさういふ役所の中の私から見たらつまらぬことだと思つてはすけれども、そゝろいふものを越えて、やはり行政責任者でありますから、そゝろいふ立場に長くともなつて、そして何らかの理由によつて、老齢なり少し脳細胞が古くなつたのだれもが認めることになつたらこれは別でありませぬけれども、優秀な人材はより国家のために有効に使うのだといふ官僚機構のシステムといふものを、もう少し考へていかなければいかぬのじゃないか。これは政治家だけが考へちゃだめなんです、役人の諸君も、高級官僚といわれる職についたら、単に一人役人でなくして、国家、国民のことを考へる役人であつてほしいと思つてゐます。事実私はそゝろだと思つてゐます。信じてゐます。その人たちが、お互いに今後国民に

率仕する役人としてどのよふなことが国民に期待されておるかといふことにこたえる体制をとるべきである。ですから、ただ情性的に、うちの事務次官も人気はいいけれども、そろそろあとがつかえたからといふよふなことで次の人事がひそかに練られてゐる、ひそかに練られてゐると、それを常識上半月を越えてがらばる次官はいない、そゝろいふ現象などはおかしいことになりませぬ、国民不在であるともいへると思つてゐます。しかし、それらのことを私は前提にして、給与担当大臣で好意的な立場からでもそゝろいふしんらつな見方をしているわけでありませぬ、さてしかし、いまのよふなあらわれておる俗にいう天下り、中には事実そのものすばり、私は天上がりだとなかしたやつもおる、こゝろいふことでありませぬけれども、あるいは本人にとつては天上がりかもしれませぬ。国会議員から呼び出されて文句をいわれることもなく、高給をはんで、そしてけつこつな御身分だから天上がりだとはんとは思つておるかも知れませぬ。国会議員でも官費出身がずいぶんふえました、これは自分のすね一本で国民の世論、選挙民といふものを相手にして戦ひ抜いて血みどろになつて出てきたのだから、これは官僚であつたらからといつて責めるわけにもいかぬでしようけれども、自分の力で自分が残りの人生を開拓するといふのであるならば私は天上りもあつたべれであると思つてゐます。ところがどうもそゝろではない。橋本運輸大臣が来られて、人のことを言うのはいけません、先般の本州四国架橋公団のいきさつ等の表に出た現象のみを拝見をいたしました。もつぱら自分の役所が人事権を握ることによつて多くの比率の官僚を送り込めるといふことに議論があつたやに拝見できる。これは橋本大臣がそゝろいふやとあつてきつとほくをおこられるでしようが、そゝろいふふうに見られるといふことははなはだよろしくない。だから、だれのためにだれが何をなそうとしておるのかと考へれば、そゝろいふむだなことではない、現象としてあり得ないことだと思つてゐますが、やはりそのよふな

ことから国民から毎年非難をされ、国会からきびしい批判を受け、人事院総裁はつまらないことにエネルギーをさして汗をふいて、そして答弁これ相つとめてやれやれと思つたのもつかの間、次の年に集計すればまたふえておるといふのでは、給与勧告問題よりもむしろ御宸襟を悩ましておるのほこつちのほうじゃないかと思つてしまいます。こゝらでこのよふな現象の根源にひとつメスを入れて、これは与野党の立場でもなければ、国会、政府の立場でもなくて、その根源というものをもう少し見つけていくべきじゃないかと私は思つておるわけでありませう。答へにならないかと思つたやうな気がしますが、問題点を少しえぐり出してみたいといふことでも答弁にしたいと思つておる。

○大出委員 橋本大臣お見えになりましたから、そこで提案理由の説明を先にしておいていただいたいのですが、いま山中さんがおっしゃつた点はなかなか真実をうがっている。さすがにやはり官僚の御出身でないからだと思つたのであります。こちらのほうにいまお話しのおつた方々がたくさんおいでになる。ところが、これまたどうも単に腕一本だけでなくて、御出身の官僚機構を相当お使いになつておられるようにも見えますから、一がいにかぬと思つたのです。いま一番最後のお話のえぐり出したというのですが、少し資料を用意してありますから、現状がこうなつておるといふことをあとから申し上げますが、そこでいまの最後の御答弁の具体的な御見解をもう一点承りたい。それだけ申し上げて、そのあと提案理由の説明を先にやつて下さい。

○天野委員長 この際、運輸省設置法等の一部を改正する法律案及び通商産業省設置法の一部を改正する法律案、この両案を議題といたします。

運輸省設置法等の一部を改正する法律案  
運輸省設置法等の一部を改正する法律

(運輸省設置法の一部改正)

第一条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。  
第二十一条中第五項及び第六項を削り、第七項を第五項とし、第八項を第六項とする。  
第二十九条中「航空大学校」を「運輸研究所」に改める。  
第三十七条の三を第三十七条の四とし、第三十七條の二の次に次の一條を加える。  
(運輸研究所)  
第三十七條の三 運輸研究所は、運輸省の所管行政に係る事務を担当する職員等に対し、その職務を行なうのに必要な研修(他の所掌に属するものを除く)を行なう機関とする。

2 運輸研究所は、東京都に置く。  
3 運輸研究所の内部組織は、運輸省令で定める。  
第三十八條第三項中「第一項の表に掲げる附屬機関のうち」を削り、「同表」を「第二項の表」に改め、同項を同條第五項とし、同條第二項中「前項に掲げる」を「前第三項の」に、「委員」を「及び委員」に改め、同項を同條第四項とし、同項の前に次の一項を加える。  
3 前二項に定めるもののほか、本省の附屬機関として都市交通審議会を置き、運輸大臣の諮問に応じて都市における交通に関する基本的な計画について調査審議することをその目的とする。

二を削り、第十六号の三を第十六号とする。  
第五十五條を次のように改める。  
(地方陸上交通審議会)  
第五十五條 陸運局に、附屬機関として地方陸上交通審議会を置く。  
2 地方陸上交通審議会は、陸運局長の諮問に応じて陸運局の所掌事務に関する重要事項を調査審議することをその目的とする。  
3 地方陸上交通審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、運輸省令で定める。  
第五十七條中「船員法」の下に、「船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)」を加える。

第三十八條第一項中「左の表」を「前項に定めるもののほか、次の表」に、「記載する通り」を「記載するもの(運輸政策審議会及び運輸技術審議会の設置の目的とする事項を除く)」に改め、同項の表中中央船員職業安定審議会及び造船技術審議会の項を削り、海運企業整備計画審議会の項の次に次のように加え、海技審議会、海上安全審議会及び都市交通審議会の項を削る。

第二條 運輸省設置法の一部を次のように改正する。  
第二十二條第一項第十七号の三中「港灣局」を「船舶局及び港灣局」に改める。  
第二十六條第一項第十号の三を次のように改める。  
十の三 船舶から排出する廃油に係る廃油処理設備、廃油処理施設及び廃油処理事業に関すること。

第二十九條中「港灣技術研究所」を「港灣技術研究所」に改める。  
第三十條第一項を次のように改める。  
第三十條 船舶技術研究所は、船舶、船舶用機関及び船舶用品に関する設計、試験、調査及び研究を行なう機関とする。  
第三十條第二項中「前項第一号及び第三号に掲げる事項」を「船舶、船舶用機関及び船舶用品」に改め、並びに同項第二号及び第四号に掲げる事項に関する試験及び調査」を削り、同條第三項中「北九州市」を削り、同條第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とする。  
第三十二條及び第三十三條を次のように改める。

Table with 2 columns: 種類 (Category) and 目的 (Purpose). Categories include 運輸政策審議会, 運輸技術審議会, 海上安全船員教育審議会. Purposes include 運輸大臣の諮問に応じて船舶の航行の安全その他海上保安に関する重要事項及び船舶教育に関する重要事項並びに水先法(昭和二十四年法律第百二十一号)及び船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十九号)に定める事項を調査審議すること.

第三十八條に次の一項を加える。

6 都市交通審議会は、昭和四十七年三月三十一日までに置かれるものとし、同日までは、運輸政策審議会は、都市交通審議会の設置の目的に係る事項について調査審議を行なわな

号の三中「臨港倉庫業」を「倉庫業」に改める。  
第四十四條及び第四十五條を次のように改める。  
第四十四條及び第四十五條 削除  
第五十一條第一項第十六号及び第十六号の

第四十四條及び第四十五條 削除  
第五十一條第一項第十六号及び第十六号の

(交通安全公害研究所)

第三十二条 交通安全公害研究所は、運輸省の所管行政に係る技術で陸運及び航空に関する安全の確保、公害の防止等に係るもの(前条第一項第三号に掲げるものを除く。)に関する設計、試験、調査及び研究を行なう機関とする。

2 交通安全公害研究所は、その事務に支障のない場合においては、委託により、前項に規定する技術に関する設計、試験、調査及び研究を行なうことができる。

3 交通安全公害研究所は、東京都に置く。

4 交通安全公害研究所の内部組織は、運輸省令で定める。

第三十三条 削除

第三十七條第二項の表中「館山海員学校一館山市」を「館山海員学校一館山市」に改める。

第三十八條第二項の表海運企業整備計画審議会の項を削り、同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

第六十八條中「気象測器製作所」を削る。

第七十五條を次のように改める。

第七十五條 削除

(船員職業安定法の一部改正)

第三條 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

目次中「船員職業安定審議会」を「船員労働委員会」へ改める。

第四章を次のように改める。

第四章 船員労働委員会への諮問等

(船員労働委員会への諮問等)

第五十七條 この法律の施行に関するすべての重要事項については、運輸大臣は船員中央労働委員会の、海運局長は船員地方労働委員会の意見をきかなければならない。

2 船員労働委員会は、この法律の施行に関する重要事項に関し、必要に応じ関係行政に建議することができる。

3 前二項の規定による所掌事務を行なうため必要があると認めるときは、船員中央労働委員会は運輸大臣に、船員地方労働委員会は海運局長に、資料の提供を求めることができる。

4 第一項及び第二項の規定による所掌事務を行なうため、船員中央労働委員会の会長は三月に一回以上、船員地方労働委員会の会長は一月に一回以上、会議を招集しなければならない。

5 第一項及び第二項の規定による所掌事務を行なわせるため、船員労働委員会に、政令で定めるところにより、部会及び専門委員を置くことができる。

(道路運送法の一部改正)

第四條 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第八章 自動車運送協議会(第百三十一條)」を「第八章 削除」に改める。

第八章を次のように改める。

第八章 削除

第百三條から第百三十九條まで 削除

(道路運送車両法の一部改正)

第五條 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第百二條第二項中、第七号又は第八号を「又は第七号から第九号まで」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第一條、第三條、第四條及び次項から附則第五項までの規定 この法律の公布の日

二 第二條の規定中運輸省設置法第二十二條第一項、第二十六條第一項及び第三十八條の改正規定 昭和四十五年四月一日

三 第二條(前号及び次号に掲げる部分を除く)、第五條及び附則第六項の規定 昭和四十五年七月一日

四 第二條の規定中運輸省設置法第三十七條第二項の改正規定 昭和四十五年八月一日

(水先法の一部改正)

2 水先法(昭和二十四年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第二十四條の三(見出しを含む)中「海技審議会」を海上安全船員教育審議会に改める。

(造船法の一部改正)

3 造船法(昭和二十五年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第八條中「造船技術審議会」を「運輸技術審議会」に改める。

(船舶職員法の一部改正)

4 船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第十條第三項、第十一條第一項及び第二項並びに第十五條(見出しを含む)中「海技審議会」を海上安全船員教育審議会に改める。

(倉庫業法の一部改正)

5 倉庫業法(昭和三十一年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第二十六條中「又は陸運局長」を削る。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

6 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第三号中、「第九号」を削る。

理由

運輸省の所管行政に関する基本的な政策及び計画の策定等について調査審議させるため本省の附属機関として運輸政策審議会及び運輸技術審議会を設置するとともに、その他の審議会の整理統合を行なうほか、陸運及び航空に係る安全の確保、公害の防止等に関する試験、研究等を行なわせるため本省の附属機関として交通安全公害研究所を設置する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

提出する理由である。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

通商産業省設置法(昭和二十七年法律第百七十五号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「企業局」を「企業局」に改め、「鉱山保安局」を削り、同条第二項中「企業局に立地公害部」を「公害保安局に公害部」に改める。

第九條第一項中第十五号から第十七号までを削り、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(公害保安局の事務)

第九條の二 公害保安局においては、左の事務をつかさどる。

一 通商産業省の所掌に係る公害の防止及び保安に関する事務を総括すること。

二 通商産業省の所掌に係る事業の工場排水の規制に関する事。

三 ばい煙の排出の規制その他の産業公害の防止に関する事。(前号及び第十号に掲げるもの並びに他の内部部局の所掌に係ることを除く。)

四 公害防止事業団に関する事。

五 火薬類及び高圧ガスの取締りに関する事。

六 液化石油ガス器具等の検定及び型式の承認に関する事。

七 鉱山における人に対する危害の防止(衛生に関する通気及び災害時における救護を含む)を図ること。

八 鉱物資源の保護を図ること。

九 鉱山の施設の保全を図ること。

十 鉱害の防止を図ること。

十一 鉱害の賠償(石炭鉱業及び亜炭鉱業に係るものを除く)に関する事。

十二 鉱山における保安技術の改善を図ること。

十三 鉱山保安に関する教育及び指導を行なうこと。

2 公害部においては、前項第二号から第四号までに掲げる事務をつかさどる。

第十一号第一項中第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とする。

第十三条第一項第一号中「鉱山保安局」を「公害保安局」に改め、同項第六号の次に次の一号を加える。

六の二 鉱害の賠償に関すること。(公害保安局の所掌に係ることを除く。)

第十四条及び第十五条を次のように改める。

第十四条及び第十五条 削除

第二十七条中「鉱山保安局の事務」を「公害保安局の事務のうち第九条の二第一項第七号から第十号まで、第十二号及び第十三号に掲げる事務」に改める。

第三十二条第三項中「鉱山保安局の所掌事務」を「公害保安局の事務のうち第九条の二第一項第七号から第十号まで、第十二号及び第十三号に掲げる事務」に改める。

附則

1 この法律は、昭和四十五年七月一日から施行する。

2 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三十二条(見出しを含む)、第三十四条、第四十三条及び第四十九条中「鉱山保安局」を「公害保安局」に改める。

第五十四条第二項中「鉱山保安局長」を「公害保安局長」に改める。

理由

公害の防止及び保安の確保に関する事務を総合的に処理するため、鉱山保安局を改組して公害保安局とし、同局に公害部を設置するとともに、企

業局の立地公害部を廃止する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○天野委員長 趣旨の説明を求めます。橋本運輸大臣。

○橋本内閣大臣 最初に、せんだつての内閣改造におきまして運輸大臣を拝命いたしました。ただふなれたことでもありますので、よろしく御指導を願います。

ただいま議題となりました運輸省設置法等の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

最近におけるわが国経済の発展は著しくその動脈ともいふべき運輸の経済、社会における役割りはますます重要性を高めております。

このような情勢に対処するため、運輸省におきましては、経済、社会の発展に先行して、運輸の進むべき道を明らかにするための政策立案機能の充実とともに、運輸に関する安全の確保、公害の防止に関する行政の一層の強化が必要となつております。このようないし行政需要については、可能な限り行政事務の整理簡素化を行なうとともに機構の統廃合を行ない、これにより生じた余力を充てるよう配慮いたしました。以上の趣旨により、今回の改正を行なうものでございます。

改正の第一点は、本省の政策立案機能の充実をはかるため、現在官房に七名置かれております政策計画官を一名増員することとし、これに充てるため海運局船舶整備公団監理官を廃止するものでございます。

改正の第二点は、政策立案に資するため、本省に附属機関として運輸政策審議会及び運輸技術審議会を設置するとともに、既存の審議会について整理統合を行なうものでございます。

運輸政策審議会は、運輸省の所管行政に関する基本的な政策及び計画の策定について調査審議することとを目的とし、運輸技術審議会は、運輸省の所管行政に関する技術の開発、改良及び普及につ

いて調査審議することを目的としたしており、また、船員職業安定審議会の船員労働委員会への統合、造船技術審議会の運輸技術審議会への統合、海上安全審議会と海技審議会の統合、海運企業整備計画審議会の廃止、都市交通審議会の存置期間の限定等既存の審議会について整理統合を行なうことといたしてございます。

改正の第三点は、地方の実態に応じた陸運局における企画に資するため、現在道路運送に関する重要事項を調査審議する機関として陸運局に置かれております自動車運送協議会を発展的に解消し、鉄道を含めた地方における陸上交通に関する諸問題を調査審議する機関として、陸運局の附属機関の地方陸上交通審議会を設置するものでございます。

改正の第四点は、船舶技術研究所の次長及び北九州支所並びに気象庁の気象測器製作所を廃止する一方、激増する自動車事故、排気ガスによる大気汚染等に対処し、安全、公害にかかると技術開発を一層促進するため、現在船舶技術研究所に置かれております陸運及び航空に関する技術研究の部門を独立させ、安全の確保、公害の防止に重点を置いた研究機関として、本省の附属機関の交通安全公害研究所を設置するものでございます。

改正の第五点は、行政の近代化、能率化の要請にこたえるため、職員等に対する研修を統一的かつ効果的に実施する機関として、本省の附属機関の運輸研修所を設置するものでございます。

改正の第六点は、船腹の増大に伴い需要が増大しております船員の養成を促進するため、現在の海員学校十校に加えて、新潟県村上市に村上海員学校を本省の附属機関として設置するものでございます。

以上がおもな改正点でございますが、このほか、事務配分の合理化等所要の改正を行なうものでございます。

また、審議会の整理等に伴い船員職業安定法、道路運送法等関係法律の規定の整備を行なうこと

としております。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

先ほど山中長官から触れました点について簡単に御説明申し上げます。

長官のいろいろの御意見がありますが、その点については特に触れる必要がありませんけれども、本州四国連絡架橋公団設置に伴っていわゆる関係の各省間の人事を中心とする争いがあったのではなからうかという疑いのお話であります。従来、山中長官が言われるように、これは行政のたてまえがかよひになっておることからくることとは思いますが、そういう意味において行政の近代化は今後重要な一つの課題であると思

います。行政管理局でもせつかくこの問題については努力しておられますので、その方針に沿ってわれわれも今後整理してまいりたいと考えております。

この本四連絡架橋公団のことにつきましては、事務当局等で内容等についてそれぞれの意見の交換が行なわれました。御承知のように、この公団は運輸並びに建設に同じように、あるいは平等に近いようにかかわりのある公団であります。併用橋でありますから公団にかかわりがあります。そういう関係上、事務当局としてはそれぞれ意見の交換が十分になされたことは当然である、また意見の交換が行なわれて差しつかえないと思

います。しかし問題は、大体あの公団が示すように、いわゆる実施調査並びに技術の開発というところを当面の目的といたしてございます。ある意味においては一種の政策的な内容は含まれておるわけであり、そういう政策的な問題は、これは事務当局の間で最終的な決定を見ることはもちろんむずかしい問題であるのみならず、私は、政策的な問題についてはやはり大臣が責任を持って処理することが大臣たるの任務でもあります。そういう意味において、事務当局においてある程度意見の交換が行なわれた以上は、あとは両大臣のいわゆ

る政治的な折衝において決定すべきものである、  
こういふことで両省の事務当局の意見を出した  
上で、それを建設大臣と運輸大臣のもとにおいて  
調整して解決をいたしたのでありまして、いわゆ  
る権限等の争いがあった、この問題がどうという  
ことはありませんことをひとつ御了承を願いた  
い、かように思います。

○大出委員 ところで、架橋公団がなわ張り争いで  
あるかいなか、あまりおほめいたしてもこの席  
は困るのですが、それはあとで少し詳しく掘り下  
げて質問をさせていただきますと思っておりますの  
で、たいへんどらも恐縮ですが、提案理由のほう  
をお進めいただきたいと思っております。

○天野委員長 宮澤通商産業大臣。

○宮澤通商大臣 宮澤でございます。よろしくお  
願ひいたします。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案につ  
いて、その提案理由及び要旨を御説明申し上げま  
す。  
改正の第一点は、鉱山保安局を改組し、公害保  
安局とするのと同時に、同様に公害部を設置するこ  
とであります。

御承知のとおり、近年、公害、保安問題は、一  
部地域の問題でなく、全国的な問題となつてお  
り、国民生活を守る上でその早急な解決が必要と  
されております。

この事態に対処して通商産業省としては、昨年  
七月に決定した新通商産業政策の基本的方向でも  
明示しておりますように国民生活の質的充実をは  
かるため公害の防止と保安の確保に万全を期する  
こととし、これを今後の通産行政の重要な柱の一  
つとしております。

当省では、これまで公害行政は、企業局立地公  
害部が、保安行政は、鉱山保安局、化学工業局保  
安課等が主となって担当してきておりますが、公  
害保安行政は、国民の健康と安全を確保するとい

り共通の目的を持ち、その行政内容も類似した面  
が少なくありません。たとえば、最近の安中製錬  
所、神岡鉱山等の鉱害問題の例に見られますよう  
に、鉱物の製錬、掘採に伴う大気汚染、水質汚濁  
等が周辺住民に与える影響が問題とされるに至つ  
ており、鉱山保安行政の中で公害の防止のための  
行政需要は急激に高まっております。

鉱業活動に伴う排出物や騒音、振動、悪臭の影  
響のしかたは、大気、水等を媒介とする点で一般  
の公害と同様であり、その規制の技術も共通であ  
ります。したがって、鉱山保安行政の中で公害の  
防止対策の重要性が増加するに伴い、現在の一  
般公害行政の知識経験を鉱山保安行政に活用する  
とともに坑内外について行なってきた鉱山規制の技  
術等を公害行政にも応用するなど両行政を一体化  
し総合的に行なうことがぜひ必要となつてきてお  
ります。

そこで、この際、省内の公害保安行政担当部局  
を公害保安局として一本化し、公害保安行政を綜  
合的に実施できるよう行政体制を整備拡充するこ  
とにより、いわゆる生産行政部門に対する影響力  
を一段と強め、公害保安行政強化の要請にこたえ  
たいと考ふる次第であります。

改正の第二点は、企業局の立地公害部を廃止す  
ることです。

新しい公害保安局には、公害行政を担当する公  
害部を設けることとしており、現在の企業局立地  
公害部は、立地行政のみを担当することになりま  
すので、同部は廃止することとしているものであ  
ります。

以上が、この法律案を提案する理由及びその要  
旨でございますが、改正点は、いずれも必要最小  
限度の事項でありますので、何とぞ御審議の上、  
御賛同くださいますようお願いいたします。

○天野委員長 次に、行政管理庁設置法の一部を  
改正する法律案及び建設省設置法の一部を改正す

る法律案、右両案を議題といたします。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七  
号)の一部を次のように改正する。

第二条第九号の次に次の一号を加える。  
九の二 アジア統計研究所の設立及び運営のた  
めの援助に関する日本国政府と国際連合開発  
計画との間の協定に基づき、アジア統計研  
所において行なわれる研修の実施に関する協  
力をなうこと。

附則  
この法律は、公布の日から施行する。

理由  
アジア統計研究所の設立及び運営のための援助  
に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の  
協定に基づき、アジア統計研究所において行なわ  
れる研修の実施に関する協力をなうため、行政  
管理庁の所掌事務を改める必要がある。これが、  
この法律案を提出する理由である。

建設省設置法の一部を改正する法律案  
建設省設置法の一部を改正する法律  
案(昭和二十三年法律第百十三号)  
の一部を次のように改正する。  
第十四条第一項を次のように改める。  
地方建設局に、次の六部を置く。ただし、北  
陸地方建設局及び四国地方建設局には、営繕部  
を置かない。  
総務部  
企画部  
河川部  
道路部  
営繕部  
用地部

附則  
この法律は、昭和四十五年五月一日から施行す  
る。

理由  
国土計画及び地方計画に関する調査等の事務並  
びに用地事務の増大に対処し、行政の効率的な執  
行を図るため、東北地方建設局等の組織を整備す  
る必要がある。これが、この法律案を提出する理  
由である。

○天野委員長 趣旨の説明を求めます。荒木行政  
管理庁長官。  
○荒木国務大臣 ただいま議題となりました行政  
管理庁設置法の一部を改正する法律案の提案理由  
及び概要を御説明申し上げます。  
政府は、アジア諸国の要請に応じて同地域諸国  
における統計の改善発達をはかるため、かねてよ  
り国際連合及び関係諸国と協力してアジア統計研  
究所を日本国に設置するための準備を進めてまい  
りました。昭和四十四年九月に至り、アジア統  
計研究所の設立及び運営のための援助に関する日  
本国政府と国際連合開発計画との間の協定の署名  
を行ない、近く同研究所の設立が実現する運びと  
なりました。つきましては、同研究所において行  
なわれる研修の実施に関する協力事務を行政管理  
庁の所掌事務とする必要がありますので、この法  
律案を提出した次第であります。

法律案の概要を御説明申し上げますと、アジア  
統計研究所において行なわれる研修の実施に関す  
る協力を行なうことを行政管理庁の所掌事務に追  
加しようとするものであります。  
以上が、この法律案の提案の理由及び概要であ  
ります。  
何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あら  
んことをお願いいたします。

○天野委員長 根本建設大臣。

○根本國務大臣 たいだいま議題となりました建設省設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明いたします。

第一に、地方建設局における国土計画及び地方計画に関する調査、土木工事に関する技術及び管理の改善に関する事務等の増大並びにその内容の複雑化に対処するため、昨年関東、中部、近畿及び九州の各地方建設局において企画室を部に改組し、組織の強化をはかってまいりましたが、残余の地方建設局における業務量の増大等に対処するとともに、組織の統一ある整備をはかるため、東北、北陸、中国及び四国の各地方建設局について企画室を部に改組することとしたしております。

第二に、地方建設局における直轄事業の事業量の増大に伴う用地関係事務の増加に対処するため、昭和三十六年度以降関東地方建設局等六地方建設局に順次用地部を設け、事業の円滑なる実施をはかってまいりましたが、北陸地方建設局及び四国地方建設局所管の直轄事業に伴う用地関係事務の増大にかんがみ、両地方建設局に用地部を設けることとしたしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び要旨であります。以上が、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○天野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○天野委員長 引き続き総理府設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。大出俊君。

○大出委員 たいへんどうもごま切れで恐縮なんです。時、時の事情やむを得ませんのでごかんべんいただきます。

人事院総裁にひとつ冒頭に承りたいのですが、決算委員会その他でいろいろいふお答えになつておりますし、また議運でも木村副長官がお

いでになっておりますが、何年越しかでこれはお答えになっていくわけでありまして、また荒木行政管理庁長官も議運その他でいふお答えもなされておりますから、大体何を答へになるかはわかっているのですけれども、時間がありませんからポイントに入らしていただきます。

総裁の決算委員会等での答弁によりまして、今回の報告書その他の中で高級官僚の方々が会社へ行つておられる、官利企業へですね。その場合に顧問ということになっている方がほとんどです。これについてその後どういふことになつていくのですかと、つまり顧問で出ていくのはいいんだが、それから顧問という名前が当たりさわりなく出ていっているんになるのじゃないかという質問をしたら、総裁のほうは、そのことも役職変更は一人人事院が報告を受けてチェックしているという話をされておるようであります。事実やつておられますか。

○佐藤(達)政府委員 それはもう先回申し上げました。その機会に答弁いたしましたのであります。いやしくもポストが空れば、もう厳格にこれは手続を踏んでもらう。これは徹底してやっております。

○大出委員 法律、規則等に基づく問題は、時間がありませんからあとから申し上げますが、これからどうするかということの答を出さなければいけません。かぬ時期にきていますから、そこらもあとから質問いたします。幾ら時間がないと言つても実情を申し上げないと話のたまたま合にならないから、そういう意味で二つの実例を申し上げます。

私の持っている資料は、昨年一月に、時あたかもこのころ問題が起つておりました。私は質問をいたしておりますが、調べてみたわけなんです。たくさんございまして、時間がありませんから、一番手つとり早く通産省、大蔵省の問題によくありますので、通産省の例をあげさせていただきます。顧問で出ていくにしろ、何で出ていくにしろ、名目はいかまいません。先々どうなつていくのかということなんです。昨年一月

の時点で昭和二十八年以来の通産省の歴代の次官あるいは局長クラスの方々、それと中小企業庁長官、六十人おいでになりました。この中心の方々、これを調べてみたのですが、ちよつと時間をいただいで事前に申し上げておきますが、昭和二十八年の十一月に退官された玉置敬三さんという方がおいでになります。次官でいらつした方、この方々は昨年一月の私の調べた時点で、もつとも一昨年の十二月ごろから調べたわけでありまして、少し時間的にズレがありますが、東京芝浦電気株式会社の副社長さんになっておられます。さてその次が三十年の十一月に退官された平井富三郎さん、この方が八幡製鉄事務取締役。さてその次が三十二年の六月に退官された石原武夫さん、やはり事務次官です。この方は公益事務局長から官房長をやられて事務次官、この方は東京電力株式会社の常務取締役。次に三十五年五月に上野幸七さんという方が、やはり事務次官、その方が関西電力株式会社の事務取締役です。その次が、翌年の三十六年七月におやめになりました徳永久次さん、この方も事務次官でございます。富士製鉄株式会社の事務取締役。翌々年の三十八年の七月に退官された松尾金藏さん、この方はこれから先どうなるかわかりませんが、日本鋼管の専務取締役になつておられるわけでありまして。次に三十九年の十月に今井善簡さん、日本石油化学の専務取締役。四十一年の四月の佐橋さんだけが、さんざつぱら新聞にいろいろ書かれたのですが、佐橋さんだけが佐橋経済研究所をおつくりになつておる。あと今度総裁がお認めになつた山本重信さんはトヨタへ行くといううわさがあったが、顧問だから知りませんが、とにかく顧問で行つておる。そうすると、歴代の次官の方はいま顧問でいる方はない。全部専務取締役に、常務取締役に、しかも名だたる、そうそうたる会社のメンバー、中心でございます。一つこの会社に専務取締役はたくさん必要はないので、さて、そこで三十四年の八月に岩武照彦さんという方が、中小企業庁長官でございますが、お

やめになっております。この方は神戸製鋼所の常務取締役。翌三十五年六月、斎藤正年さんという方が特許庁長官をおやめになつた。この方が日本鉄鋼連盟の専務理事。翌々年の三十七年の七月に樋口誠明さんという方がおやめになつておりますが、この方は中小企業庁長官、大丸の専務取締役に、三十八年の七月に塚本敏夫さんがおやめになつております。住友ゴム工業の常務取締役、この方は公益事業局長。四十二年四月に渡辺弥栄司さんという方がおやめになつておる。これもアジア研究所の何かやつておられますが、この方が常務という肩書きがついていない、くらくらのことです。三十五年の七月に松尾泰一郎さんという方がおやめになつておられますが、この方は通商局長、丸紅飯田の副社長さん。三十六年二月に小室恒夫さんという方がおやめになつておられますが、この方が八幡化学工業の代表取締役社長、この人も通商局長。四十二年九月に今村昇さんという方が貿易振興局長をやつておられて出ておられますが、この方一人だけがブリヂストンタイヤの顧問。二十八年の八月、これは古い方ですが、中野哲夫さんという方、この方が日本電気計器検定所の理事長さん、この人も企業局長。それから十九年七月に記内角一さんという方がおやめになつておられますが、この方は企業局長でございます。それから島田さんという方が四十二年の四月にやめておられます。企業局長でございます。石油開発公団の副総裁。いまは企業局長を申し上げますが、歴代の重工業局長さんになると、二十八年十一月に藤澤さんがおやめになつておられます。この方が八幡鋼管の副社長。二十九年八月に小山雄二さんという方、日本電子計算機株式会社の取締役社長、この方も重工業局長。三十二年六月に鈴木義雄さんがおやめになつておられますが、日本揮発油の社長、この方も重工業局長。三十五年五月に小出栄一さん、九州電力株式会社の常務取締役。三十九年六月森崎久寿さん、石油連盟の専務理事。三十九年七月、中村辰五郎さん、海外電

の時点で昭和二十八年以来の通産省の歴代の次官あるいは局長クラスの方々、それと中小企業庁長官、六十人おいでになりました。この中心の方々、これを調べてみたのですが、ちよつと時間をいただいで事前に申し上げておきますが、昭和二十八年の十一月に退官された玉置敬三さんという方がおいでになります。次官でいらつした方、この方々は昨年一月の私の調べた時点で、もつとも一昨年の十二月ごろから調べたわけでありまして、少し時間的にズレがありますが、東京芝浦電気株式会社の副社長さんになっておられます。さてその次が三十年の十一月に退官された平井富三郎さん、この方が八幡製鉄事務取締役。さてその次が三十二年の六月に退官された石原武夫さん、やはり事務次官です。この方は公益事務局長から官房長をやられて事務次官、この方は東京電力株式会社の常務取締役。次に三十五年五月に上野幸七さんという方が、やはり事務次官、その方が関西電力株式会社の事務取締役です。その次が、翌年の三十六年七月におやめになりました徳永久次さん、この方も事務次官でございます。富士製鉄株式会社の事務取締役。翌々年の三十八年の七月に退官された松尾金藏さん、この方はこれから先どうなるかわかりませんが、日本鋼管の専務取締役になつておられるわけでありまして。次に三十九年の十月に今井善簡さん、日本石油化学の専務取締役。四十一年の四月の佐橋さんだけが、さんざつぱら新聞にいろいろ書かれたのですが、佐橋さんだけが佐橋経済研究所をおつくりになつておる。あと今度総裁がお認めになつた山本重信さんはトヨタへ行くといううわさがあったが、顧問だから知りませんが、とにかく顧問で行つておる。そうすると、歴代の次官の方はいま顧問でいる方はない。全部専務取締役に、常務取締役に、しかも名だたる、そうそうたる会社のメンバー、中心でございます。一つこの会社に専務取締役はたくさん必要はないので、さて、そこで三十四年の八月に岩武照彦さんという方が、中小企業庁長官でございますが、お



「ハロワ」	「スーダン」	1,300	1,026	982	939	896	753	667	598	552	506
480	414	368	「スーダン」	「スーダン」	1,300	1,026	982	939	896	753	667
			「スワジランド」	「スワジランド」	1,200	957	866	794	725	613	539
598	552	506	460	414	368						
483	446	409	372	334	297						
別表第一 在勤基本手当 陸海軍省の表中南米の項中「ポルト・アレグレ」1,050 853											
712	572	484	425	381	332	293	264	235	「ポルト・アレグレ」	「ポルト・アレグレ」	1,050
									「リオ・デ・ジャネーロ」	「リオ・デ・ジャネーロ」	520
1,050	853	712	572	484	425	381	352	293	264	235	
「イロ」	1,100	860	726	591	500	440	394	334	308	273	243
別表第二 在勤基本手当 陸海軍省の表中南米の項中「ハバロフスク」1,350 1,312 1,066 820 694 610 547 505											
483	421	378	336	「ハバロフスク」	「ハバロフスク」	1,350	1,312	1,066	820	694	610
				「レニングラード」	「レニングラード」	1,350	1,312	1,066	820	694	610
547	505	463	421	378	336						
547	505	463	421	378	336						
別表第一 在勤基本手当 陸海軍省の表南米の項中「ポルト・アレグレ」1,050 853											
1,300	1,008	891	779	667	555	496	445	411	377	342	274
別表第二 在勤基本手当 陸海軍省の表南米の項中「ポルト・アレグレ」1,050 853											
1,651	1,351	1,051	「ソブドネツク」	「ソブドネツク」	520	430	355	295	190	150	105
			「パキスタン」	「パキスタン」	545	450	370	310	245	200	160
480	380	305	245	195	「同表」	「同表」	「同表」	「同表」	「同表」	「同表」	「同表」
425	355	280	225	180	「スーダン」	「スーダン」	「スーダン」	「スーダン」	「スーダン」	「スーダン」	「スーダン」
225	180	135	105	「同表」	「同表」	「同表」	「同表」	「同表」	「同表」	「同表」	「同表」
別表第二 在勤基本手当 陸海軍省の表南米の項中「ポルト・アレグレ」1,050 853											
1,351	1,051	「ジャカルタ」	「ジャカルタ」	430	355	295	235	190	150	「同表」	「同表」
										「同表」	「同表」
365	300	250	200	160	130	「ポルト・アレグレ」	「ポルト・アレグレ」	「ポルト・アレグレ」	「ポルト・アレグレ」	「ポルト・アレグレ」	「ポルト・アレグレ」
430	355	295	235	190	150	「同表」	「同表」	「同表」	「同表」	「同表」	「同表」

195	165	130	105	85	「ハバロフスク」	「ハバロフスク」	235	195	165	130	105
					「レニングラード」	「レニングラード」	235	195	165	130	105
85											
別表第二 在勤基本手当 陸海軍省の表南米の項中「ポルト・アレグレ」1,050 853											
520	430	355	295	235	190	150	「ジュネーブ」	「ジュネーブ」	「ジュネーブ」	「ジュネーブ」	520
							「（軍縮委員会）」	「（軍縮委員会）」	「（軍縮委員会）」	「（軍縮委員会）」	520
430	355	295	235	190	150	「同表」	「同表」	「同表」	「同表」	「同表」	「同表」
430	355	295	235	190	150	「同表」	「同表」	「同表」	「同表」	「同表」	「同表」

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、在ブラジル及び在スワジランドの各日本国大使館、在リオ・デ・ジャネーロ及び在レニングラードの各日本国総領事館並びに軍縮委員会日本政府代表部に関する部分は、政令で定める日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律別表第二のうち在インドネシア及び在パキスタンの各日本国大使館並びに在ジャカルタ日本国総領事館に関する部分は、昭和四十五年四月一日から適用する。

理由

国際資料部の名称を調査部に改めるとともにその所掌事務を整備し、並びに在外公館を新設し、これらの在外公館に勤務する外務公務員の在勤手当の額を定め、及び一部の在外公館について在勤手当の額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○天野委員長 趣旨の説明を求めます。愛知外務大臣。外務省設置法及び在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正につきましては、まず、本省に關しましては、大臣官房に置かれております国際資料部の名称を、その実態にあわせて調査部と改めるとともに、その所掌事務につきましても、各局の所掌事務にまたがるような総合的な外交政策の企画立案機能の一その強化拡充をはかるため、調査部がこれを行なうことを明文化するものであります。

また、在外公館に關しましては、ブラジルの首都移転に伴う在ブラジル日本国大使館の所在地名の変更と、在リオ・デ・ジャネーロ総領事館の設置、昭和四十三年九月に独立したスワジランドへの兼轄大使館の新設、昨年五月のわが国の軍縮委員会加入に伴う軍縮委員会日本政府代表部の設置及び在レニングラード総領事館の設置を規定したものであります。

次に、在外公館に勤務する外務公務員の給与に關する法律の一部改正につきましては、以上に述べました新設四公館に勤務する職員に支給する在勤手当の額を定めるとともに、公館所在地の変更等、勤務、生活条件の著しい変動に対応するため、在ブラジル日本国大使館の在勤基本手当の額並びに在インドネシア、パキスタンの各日本国大使館及び在ジャカルタ日本国総領事館の在勤手当の限度額をそれぞれ改正するものであります。

何とぞ、本案につきまして慎重御審議の上御賛成あらんことをお願いいたします。

○天野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○天野委員長 引き続き総理府設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。佐藤人事院総裁。

○佐藤(達)政府委員 たいへん精密にお話しになりました。これについて一々御説明する用意は、きよらしておりませんけれども、日を改めて一御説明申し上げますけれども、きよらるところは、その根本の問題と考えられますところについて、一言申し上げてみたいと思っております。

いまお並べになりましたものを拝聴してございまして、まず第一に気がつきませぬことは、これは、その御趣旨ではなかつたと思ひますけれども、公団、公庫あるいは協会というふうなものをおあげになりましたが、これは問題の外でありますからのけまして、もう一つは、われわれの審査いたしましたのは、やめてから二年間でございますが、二年たつたあと完全にフリーの立場になつた人がどこにおつとめにならうと、われわれとしては、そこまで追及すべき立場にもございませぬ。おそれなく、いまおあげになりました大部分は、それに当たるもののように拝聴いたしました。その二年の間に一たん顧問として承認して顧問になつた人が、二年たつた間に今度は取締役になる、社長になるというふうな場合には、わがほうで嚴重に再び審査しておりますということを重ねて申し上げます。

○大出委員 私が申し上げたいのは形式じやないですよ。実情がどうなっているかということ。これは国民一般が二年間おやめになつたあとを見ていくわけではない。歴代の、二十八年以来今日まで通産省の次官といわれる方が何人もおつたわけではない。しかも各局長さん、これも何人もおつたわけではない。通産省の次官、局長さんを総

ざらいをして、中小企業庁長官まで入れて六十人くらいしかいない。それで、その方々が、何人かの例外の方を除いて——教授をやっている人が一人おられますよ。あとは専務取締役という方が十一名もおつて、常務取締役という方が十人もおつて、社長が四人もおつて、あと理事長、理事云々といふのがほとんどである。それで、これは公団、公社に天下る方々といふのは、あまり実力のない方でしょう。やはり民間の大企業にずぼつと入っていくという方々が、官におられたときも一番力があつた方だといふふうに一一般の人の目には映る。

さて、そこで行管長官のおられる間にもう一つ聞いておきたいのですが、総裁の答弁の中に、吹きだまりができてしまふ、特に人事院がそうだと思ひますが、せつかく国家試験をお取りになつても、ほんぼん出ていく、そして若くして出ていくルートがないといふところは——人事院は取り消します、総裁の所管だから。結局吹きだまりでございまして、課長にもなれぬ、課長補佐のままで何年もいてしまふという方もある。ほかの企業だつて、ほかの官庁だつて、私も官庁育ちですが、一ぱいある。それに対して、後進に道を譲るので比較的早くやめざるを得ないといふふうにお答弁しておられますが、そのところを、もう一べん御答弁願ひたい。

○佐藤(達)政府委員 その辺のところは、先ほど山中総務長官もお述べになつたお話しにいたしましたけれども、現実には、いまおっしゃる通りに、後進部隊が次々と押し上げてきていくということから、やはり新陳代謝をはかるという面でも世間で言われている形で退職されるケースが非常に多くありはしないかといふふうには私も見ております。

○大出委員 それが総裁違ひの事です。あなたがそうごらんになつちやいな。これはたいへんな——御承知で言つているのじやないかと思ひますが、そう言つて、あなたまたおこるかもしれないが、おこられたり、おこつたりしているから

いいのだけれども、総裁、これはたいへんな間違いです。例をあげて申し上げます。私もいろいろ調べて資料がここに一ぱいあるんですが、これを一々あげたらきりがないので簡単に言いますが、この昭和四十三年十一月一日現在の日付で、これはいま通産省をあげましたから通産省をあげますが、通産省の人事課の職員名簿の中にちやんとできあがつておられるんですね。つまり上級甲といふところですが、行管長官も聞いておいていただきたい。これはここにございしますが、これがさうですよ。これは上級甲の国家試験をお通りになつた方にちやんとするしをつけておられるんです。別に区分けがしてあるんですよ。そこでMといふしがついておられるのは上級甲のほうの事務官なんです。事務官系統なんです。言うならば高文の合格者です。それからKといふしがついておられるのは技官なんです。技官の上級甲なんです。二つしか分かれていない。この学校を出て受かつたといふのはありますよ。ありますが、ここにございしますものは、上級職採用事務官といふことで年次別名簿ができておるんですよ。ここに全部載つておる。いづつとを通過してどうだといふことが全部載つておる。これは上級甲、MとKしかない。さうすると、あなたがおっしゃる、さて四十八ですと、あの次官にやめてもらわなきや何とことなる、何が起るのかといふと、この名簿の中で年次別に全部整理されておるから、あの次官は何年の次官、同級の局長は何年と、さつき山中さんがおっしゃつたとおひ、何期の卒業生は何人と——ちよつと待つてくださ。あと一分で終わりますから。これが次官になる。さうすると、この次の局長クラスはこれこれがやめる。さうすると、その次のポストにおつた何年組のだけがここにいく。さういふふうにして、そのあとに課長の穴があく。さうすると何年組のだけが行く。全部末端まで資料ができておる。さうすると、やめて後進に道を開けるといふのは、MとKなんです。事務系の上級甲と技術系の上級甲でその穴埋めが全部できるということ。それだけが全部上がつていく。さうして一

番てつべんは、ここにあげたように全部大企業の専務でございします。社長でございします。常務取締役でございします。そこへ出ていく。そのあとに全部MとKだけが上がつてしまふ。さうすると、一体何を新陳代謝と称するのだ。決算委員会、あなた「ホ」の字のつく方といふ答弁をされておる。通産省の方をさしているのだと思ひ。課長は二年で全部かわる。ある方は一生飼ひ殺して、あるポストを動かさない。いかに努力してみても、精通をしてみても上に上がれない。これは一つも新陳代謝になつていない。それをあなたが知らぬはずはない。何が後進に道を開くですか。ポストはきまつておる。いかがですか。

○佐藤(達)政府委員 後進に——いろいろMとかKとかいふのがあるといふこととございします。あるいは省によつては、さういふしをつけておるかも知れません。私もMの申ししております。MとKとかA B C Dではなくて、後進といふことで申し上げておるものであります。たとえば私のところでは、局長がやめるといふことになれば、課長が局長に上がる。課長補佐が課長に、係長が課長補佐になる。ずつと一連の昇進が、異動が行なわれるわけでありませぬ。その場合に、KとかMといふことは、これは私どもとしてはやつておりませぬし、本人の実力次第で考へるべきである、さういふふうには思ひます。したがつて、各省の場合も、たとえ局長に新しい人を充てる場合には、これは資格選考を必ず人事院のほうへ持つておられます。この人が低能であればわがほうとしてはけりませぬ。有能であれば、その能力があるといふことを認めれば、それはパスといふことでやつておられます。

○大出委員 行管長官に承りたいのですが、いま私があげましたのは、KでもMでも、そんなものはどうでもいいのだけれども、問題は、世の中が見る見方といふものがあるわけですね。新聞の書く書き方といふものがあるわけですね。山中さんに冒頭に承つたら、ここまでいろいろな毎年毎年大騒ぎが起るようであつては、政治的に国民に回答

を与えなければならぬところまでできているという御答弁なんです。だから事の善悪ではない、そういうシステムが今日でき上がっているのですから、そこで行政監視委員会が長官のところに意見書を出しているわけですね。この意見書の中で相当含んでの言っているわけですから、あらためてこまできた段階で、長官の答弁は議論で言っていることなんか読んでおきますけれども、あらためていいます、具体的に出たわけですから。私の言いたいのは、わずかしかない次官のポスト、局長のポスト、あるいは中小企業庁長官のようなポスト、ここが上がっていく間には、課長さんがある、課長補佐がある、係長がある。それが資格別に区分けされてお上りがっていく。そうすると、幾ら一生懸命やっても、出足が間違っているところ——これは肩たたきという話がありましたけれども、上級官僚のこういう人たちの肩たたきはしない。こういう上級官僚の肩をたたいて、おまえさんやめませんか、そんなことはとんでもない、ちゃんと予定されているのですから。そのことに対して批判があるのです。長官が期待した、總裁が期待したような肩たたきではない。課長にも局長にも長官にもなれないで、吹きだまりにたまってしまっていて相当な年輩になってしまった方、そういう方に対する肩たたきであって、次官の肩たたきをするわけではない。予定のコースなんです。そうでしょう。だから行政監視委員会がこれを取り上げてものを言っているのですけれども、そのところをこの国会でも議論されてきているのですけれども、長官はどういうふうにお考えですか。

○荒木国務大臣 人事の管理運営そのものは行營の立場からこれ申す課題ではないと思う。臨調の答申にも、いま話題になっておりますことをとらえまして、汚職につながるものからの発想ですけれども、臨調の答申の中に取上げられている。それを引用いたしまして、昨年春、行政監視委員会におきまして、勧告、意見を開陳して、政府側で善処するようにという意見具申をしております。それに基づいて、いま人事院總裁あるいは山中長官からも答申申したであろうことが、政府側としては具体的に人事の管理運営の課題としてとらえて運用されつつある。そのことの適否につきましては、むしろ行營の立場でも行政監察その他を通じて検討すべき問題があり得ると思っております。いまお話しした具体的なことにつきまして、いま即座にどうだということにはちよっと申し上げかねるのであります。問題は行政組織法の課題でもありましようし、かつまた国家公務員法の問題にもなるかというふうに関連はいたしますけれども、いま具体的にお尋ねに對して申し上げます。これは困難かと思えます。

○天野委員長 行管長官はいいですか。  
○天野委員長 これは長官、行政監視委員会から出されているのがあるから、ものを聞いているので、行政監視委員会の越権だというふうにお考えなら別だ。だからこれは答弁をあなたの方から責任があると思っているのだけれども、時間があつていませかれていようですから、ちよつと荒木さんの担当の法案がありますから、それまで保留をさせていただいて、そのときにひとつゆつくりお答えをいただきたいと思つて、つとさに御答弁できかねるといふことですから、ゆつくりお考えになつてお答えになっていただきたい。

○天野委員長 倉石大臣がお見えになつておりますので……。  
○大出委員 どうぞ。

○天野委員長 農林省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

農林省設置法の一部を改正する法律案  
農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「統計調査事務所」を「北海道統計調査事務所」に改める。  
第十七条中「畜産試験所」を「畜産試験場」に改め、「放射線育種場」を削り、「植物ウイルス研究所」を「植物ウイルス研究所 熱帯農業研究センター」に、「農林研究所」を「農林研修所」に改める。  
第十八条第三項中「内部組織」の下に「並びに支所の名称、位置及び内部組織」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。  
4 農林大臣は、農業技術研究所の事務を分掌させるため、所要の地に農業技術研究所の支所を設けることができる。  
第十八条第一項中「並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習を行う」を、「これに関連する分析、鑑定及び講習並びに農作物の品種改良のための放射線の利用に関する試験研究を行なう」に改め、同項の次に次の一項を加える。  
2 前項に規定するもののほか、農林大臣は、農業技術研究所に、その施設の効率的な利用を図るため、林木の品種改良のための放射線の利用に関する試験研究を行なわせることができる。  
第十八条の六を第十八条の七とし、第十八条の五を第十八条の六とし、第十八条の四を第十八条の五とし、第十八条の三第一項中「講習」の下に「草地試験場の所掌に属するものを除く。」を加え、同条の次に次の一条を加える。  
(草地試験場)

第十八条の四 草地試験場は、草地及び飼料作物に関する技術上の試験研究、調査、分析、鑑定及び講習(草地を利用して行なう家畜の飼養管理に関するこれらの事項を含む。)を行なう機関とする。  
2 草地試験場は、栃木県に置く。  
3 農林大臣は、草地試験場の事務を分掌させるため、所要の地に草地試験場の支場を設けることができる。

4 草地試験場の内部組織並びに支場の名称、位置及び内部組織については、農林省令で定める。  
第二十二條の二を次のように改める。  
第二十二條の二 削除  
第二十二條の四の次に次の二條を加える。  
(熱帯農業研究センター)  
第二十二條の五 熱帯農業研究センターは、熱帯又は亜熱帯に属する地域における農林畜産業に関する技術上の試験研究及び調査並びにこれらに関する内外の資料の収集、整理及び提供を行なう機関とする。  
2 熱帯農業研究センターは、東京都に置く。  
3 熱帯農業研究センターの事務を分掌させるため、沖縄(硫黄島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。))をいう)の区域内の農林省令で定める地に熱帯農業研究センター(沖縄支所(次項及び次条において「沖縄支所」という。))を置く。  
4 熱帯農業研究センター及び沖縄支所の内部組織については、農林省令で定める。  
(沖縄支所の職員の手当)  
第二十二條の六 沖縄支所に置かれる職員(以下この条において「職員」という。)には、俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当のほか、在勤手当を支給する。  
2 職員に対して支給する在勤手当の支給額は、職員がその体面を維持し、かつ、その職務と責任に就いて能率を充分發揮することができるように沖縄支所の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して、政令で定める。  
3 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二条第三項、第三条、第四条、第十条の二(第三項を除く。))及び第二十一条第二項の規定は、第一項の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「大使及び公使以外の在外職員」とあり、又は「在外職員」とあ

る。在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二条第三項、第三条、第四条、第十条の二(第三項を除く。))及び第二十一条第二項の規定は、第一項の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「大使及び公使以外の在外職員」とあり、又は「在外職員」とあ

る。在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二条第三項、第三条、第四条、第十条の二(第三項を除く。))及び第二十一条第二項の規定は、第一項の俸給、扶養手当、期末手当及び勤勉手当並びに在勤手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「大使及び公使以外の在外職員」とあり、又は「在外職員」とあ

るの「職員」と、「当該在外職員」とあるのは「当該職員」と、第四第一項中「特別職の職員の給与に關する法律」並びに「一般職の職員の給与に關する法律」とあるのは「一般職の職員の給与に關する法律」と、第十條の二中「在勤基本手当」とあるのは「在勤手当」と、同條第二項中「外国」とあるのは「熱帯農業研究センター沖繩支所の所在地」と、同條第五項中「本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰國を許された」とあるのは「本邦へ出張を命ぜられた」と読み替へるものとする。

第二十三條第二項の表中「一神戸肥飼料検査所一尼崎市一」を「一大阪肥飼料検査所一大阪市一」に改める。

第二十五條第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、農林大臣は、輸出品検査所に、日本農林規格による格付けの表示を附された農林物資の検査及び登録格付機關の行なり日本農林規格による格付けに關する技術上の指導を行なわせることができる。

第三十三條第二項の表中高知種畜牧場の項を削る。

第三十三條の二の次に次の一條を加える。  
(農業者大学校)

第三十三條の三 農業者大学校は、青年である農業者に対し、近代的な農業経営を担当するのに必要な学理及び技術を教授する機關とする。

2 農業者大学校は、東京都に置く。

3 農業者大学校の内部組織については、農林省令で定める。

第三十五條中「統計調査事務所」を「北海道統計調査事務所」に改める。

第三十六條第二号中「農畜産物及び」を「農畜産物、飲食料品(主要食糧を主な原料とするものを除く。次号において同じ。及び油脂並びに)」に改め、同條第三号中「農畜産業に關する団体及び」を「農畜産業に關する団体、飲食料品及び油脂」に改める。

脂に關する団体並びに」に改め、同條第十七号を第十八号とし、第七号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 農林省の所掌事務に係る統計の作成及びこれに必要な調査に關すること。

第三十八條を次のように改める。  
(統計調査事務所及び出張所)

第三十八條 第三十六條第七号に掲げる事務を分掌させるため、所要の地に地方農政局の統計調査事務所を置く。

2 農林大臣は、前項の事務の一部を分掌させるため、所要の地に地方農政局又は統計調査事務所の出張所を設けることができる。

3 統計調査事務所及び地方農政局又は統計調査事務所の出張所の名称、位置、管轄区域及び内部組織については、農林省令で定める。

第三十九條中「局務」の下に「第三十六條第七号に掲げる事務を除く。」を加える。

「第二款 統計調査事務所」を「第二款 北海道統計調査事務所」に改める。

第四十二條第三項中「統計調査事務所及び」を「北海道統計調査事務所」の名称、位置及び内部組織並びに」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項中「統計調査事務所」を「北海道統計調査事務所」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項中「統計調査事務所」を「北海道統計調査事務所」に、「耕地面積及び農林畜水産物の収穫高の調査並びに農山漁村における統計的經濟調査」を「農林省の所掌事務に係る統計の作成及びこれに必要な調査」に改め、同項の次に次の一項を加える。

2 北海道統計調査事務所は、北海道の区域を区分して農林省令で定める区域ごとに置かれるものとし、その管轄区域は、当該農林省令で定める区域とする。

第八十二條第二項の表中「広島市」を「広島県」に改める。

い範圍内において政令で定める日から施行する。ただし、第十七條の改正規定中「農林研修所」を「農林研修所」に改める部分の規定、第二十三條及び第二十五條の改正規定、第三十三條の二の次に一條を加える改正規定並びに第八十二條の改正規定は公布の日から、第十七條の改正規定中「畜産試験場」を「畜産試験場」に改める部分の規定及び「放射線育種場」を削る部分の規定、第十八條、第十八條の三、第十八條の四、第十八條の五及び第十八條の六の改正規定、第十八條の三の次に一條を加える改正規定並びに第二十二條の二の改正規定は昭和四十五年十月一日から施行する。

理由

農林省の本省の附屬機關として草地試験場、熱帯農業研究センター及び農業者大学校を新設するとともに、地域農業行政の総合的な推進を図るため地方農政局に統計調査に係る事務を分掌させ、あわせて統計調査事務所の機構を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○天野委員長 趣旨の説明を求めます。倉石農林大臣。

○倉石國務大臣 農林省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

第一は、農林省本省の附屬機關として草地試験場を新設することであり、

最近における農業及びこれを取り巻く諸情勢の推移に対処して総合農政の重要な柱となる畜産業のより一そりの発展をはかるためには、その基礎をなす技術開発、特に草地及び飼料作物に關する試験研究の飛躍的な向上をはかることがきわめて重要であります。

しかしながら、これまで草地及び飼料作物等に關する試験研究は、畜産試験場その他の機關で分散的に行なわれており、その総合的な力を發揮する上で必ずしも十分なものとはいえない、実情にあつたのであります。このため、今回これらの試験研究を体系的かつ効率的に推進する組織体制の整備をはかることとし、その中核的機關として草地試験場を設置することとしたのであります。

第二は、同じく農林省本省の附屬機關として熱帯農業研究センターを新設することであり、

熱帯農業に關する試験研究は、アジアの農業先進國である我が國の立場より見て、熱帯、亜熱帯の開発途上にある國々の農業の発展を助長するため、より一そり推進することが必要であり、

このことはまた、同時に、多くの面でこれら地域の農業と共通の問題をかかえている我が國農業の研究分野の拡大と研究水準の向上にも役立つものと考へられるのであります。このような観点から、このたび熱帯農業に關する試験研究をさらに効果的に推進するため、その中心的な組織として熱帯農業研究センターを設置することとしたのであります。なお、熱帯農業研究センターは、沖繩に支所を置くことになつておられます。

第三は、同じく農林省本省の附屬機關として農業者大学校を新設することであり、

わが國農業及び農村の近代化をはかるためには、次代の農業をになう優秀な農業後継者を育成し、確保することがきわめて重要であることは申すまでもありません。政府は、従来から農業に關する教育研修の施策を充実するようつとめてきたところであり、

このたび、農業後継者対策の一そりの充実を期するため、農林省みずから、専門的教育機關として農業者大学校を設置し、現に農業に従事している青年に対し、将来自立經營のにない手として地域農業の振興に寄与することができるよう高度の教育を実施することとしたのであります。

第四は、農林省本省の出先機關である地方農政

第一類第一号 内閣委員會議録第二号 昭和四十五年三月五日

局に新たに統計調査に関する事務を分掌させることとし、これにあわせて統計調査事務所の機構を整備することでありませう。

総合農政の推進にあたりましては、それぞれの地域の実情に即したきめの細かい施策の推進が要請されておりますが、このためには、地方段階においても農林統計を行政面へ十分に活用できるよう組織体制の整備をはかる必要があるものであります。このような観点から、地方農政局の所在する都府県にありませう統計調査事務所は、その地方農政局に統合し、その他の府県に所在する統計調査事務所は、その府県を管轄する地方農政局に所属させることにしたのであります。また、これに伴い、地方農政局の所在しない北海道にある統計調査事務所は、これを農林省本省の独立の先機関として、整備することとしております。

以上のほか、この法律案におきましては、放射線育種研究の総合的な推進をはかるため放射線育種場を農業技術研究所の支所とすること、及び種畜牧場業務の効率的な運営をはかるため同牧場整備の一環として高知種畜牧場を廃止することとしております。また、輸出品検査所の事務に日本農林規格に関する事務を追加すること、神戸肥飼料検査所の大阪市への移転により名称及び位置を変更すること、南西海区水産研究所の位置を変更すること等のため、必要な改正をすることとしております。

なお、この法律案のうち、草地試験場の設置及び放射線育種場の組織変更以外の部分は、去る第六十一回通常国会に提出し、参議院において審議未了となりました農林省設置法の一部を改正する法律案につき、同院内閣委員会において行なわれた地方農政局の所掌事務に関する修正ごとの修正を施し、再度提案いたしましたものであります。

以上が、この法律案の提案の理由とその主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、すみやかに可決くださいますようお願いいたします。

ありがとうございました。

○天野委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○天野委員長 引き続き総理府設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。大出俊君。

○大出委員 総裁、実情はおわかりだろうと思うのですが、私いま具体的に例をあげましたから。これは一つの省の中でも、どうせ次官がやめればあとはどうなっていくのだということがわかってしまっているのです。ちゃんと言葉まできまっています。あのあとは何年のだれがいく、あのあとは何年のだれがいく、そうなんです。そうなんです。その筋をはずれた皆さんというのは何年つとめてみても、これは能力主義とおっしゃるけれども、何がしかそれもあるかもしれない、しれないけれども、これはよく話に出る。おなじなりになりました大蔵省の慶徳庄蔵さんみたいな方もおいでになる、私はうんとお世話になったし、親しくしておりましたがね。給仕から始めて、とにかく大蔵省の給与課で一頭地を抜いて人事院に行かれて、給与局の次長におなりになられて、マイヤースの出しておりました恩給勧告で、公務員制度のたてまえ上研究の成果を発表しろとなっておりますから、苦心惨たんをして恩給勧告を人事院がした。これは歴史的な事実だけれども、やはりその中心人物ですね。管理局長におなりになられて、親元の大蔵省のさいはいは、酪農振興事業団においでになったわけですから、確かにそういう方もいなくはないのですが、ほんとうにこれはまじなケースですね。たまたまその人の運賦天賦もありまじょう。しかしほとんど大多数の方々は、そういうレアケースはあるにしてもそうではない。そうすると、いま問題になっている天下りということばがいか悪いか別として、あるいは政治的な立場は抜きにして考えてみて、世の中一般の方なり新聞関係の方々がなされたときに、さつきから何べんも申し上げているように、昭和二十八年

ごろから歴代の次官であるとかあるいは局長さんが、日本の大企業ほとんど中心勢力になってしまっている。ほとんど専務取締役、常務取締役、社長、こういうことになってしまっている。しかも政府機関の特許法人、公社、公団をはじめ、これは事業団を含めてそれらのほうの中心もすべてそうなる。いま通産しかあつませんでしたが、大蔵省をあげればもっとありますよ。大蔵省は特に銀行関係に非常に多いんですね。そうなる金融機関はがっちりその方々が行って中心を押えている。産業構造をながめてみると、大企業は通産から行った方々が押えている。さらに郵政だつて電電公社あるいは国鉄公社だつて——国鉄公社、電電公社は人事院のチェックも何も要らないわけですね。それから今度軍事産業のほうを向けば、防衛庁の方々がみんな出ていっている。これも特別職ですね。そうなるこれがつまり官僚天国というか、官僚機構というものが経済構造、産業構造まで全部握つてしまつて。その世の中に官僚内閣がでなければおかしいですよ、逆にいうと。そうできなければだめです。その世の中になつていこうことだけは厳然たる事実なんだから、そうすると、やはり世間一般からこのシステムについて——憲法に保障された職業選択の自由はあるのだから、したがって高官といえどもほりり出されたりまえだから、それはいいとしても、この現実をながめたときに、何かそこに割り切れぬものが当然残る。それがこの問題の焦点で、再三再四問題が持ち上がるということなんです。事の善悪といふものはもの考え方の相違だから何とも言いがたい。そうすると、それを二年間ということでもチェックをするのです。このだけども、二年間たてばいいじゃないかということになれば、みんな顧問で二年間黙つていればいいということになる。それがみすみすわかつていて、二年しんぼうしたんだからしかたがないんだということにするのだとなれば、さつきおっしゃつたけれども天下晴れては困るのです。そこらのと

ころをもう少し国民の皆さんの納得がいく形のチェックのしかたはないのか。それは、団体行動権を保障されている憲法二十八条もありません。しかし、憲法十五条もあって、公共の福祉という問題が中心になつてストライキを禁止している法律もあるのだから、そうなるかと、さつき荒木さんは見当違いの答弁をしているけれども、「行政改革の現状と課題」という、この中に明確になつていっている。行政監視委員会が問題を提起している。そうすると、人事院のほうは人事院のほうで、先般の新聞発表を見ると警察権云々ということをおっしゃつていられる。それだけで片づく問題ではない。これは基本的な問題です。そこらところが、公務員法全体の問題、公務員制度全体の問題だといふ総裁の議論の最後の結論になつておられますが、それなら公務員法、公務員制度全体をどういふうにしようとお考えかというところまで聞かざるを得ない。そこらをどういふうにお考えですか。

○佐藤(達)政府委員 問題はそこにあると私も存じます。大体私どものおおざかりしております百三条の承諾、すなわち審査、これの制度の基本は、結局は職場の規律を確保しようということに尽きておると思つて。すなわち、職場にあつて職権を乱用して、そして自分はその企業においていく、あるいは上がっていくというふうな場面がやはり考えられますので、そこでチェックして、そのややすすとは行けないよということにしておけば、なかなかやすやすと行けないならばこれをあきらめよう、コネをつけるのはあきらめようということ、これは非常に卑俗な言い方でありませうけれども、そういうきわめて素朴な考え方から出た発した制度であらうと思つて。要するに職場の規律をいかにして確保するかということが中心であらうと思つて。ところが、ひるがえつて考えてみると、職場の規律を確保するのはこれしかないのか、このチェックの道しかないのかといふと、決してこれはそれだけしかないわけじゃない

のでありまして、厳正なる職場の規律というものは、それぞれ役所の上司がおりますし、また、同僚もお互いに戒め合うという場面がありましようし、いやしくもおかしなことを言うような人が出てきそうな場合に、その職場から事前にその人を排除する、懲戒の道も、刑務所に送る道もあるわけです。そういうことを徹底してやっていたら、私はあえてごちないと言いますが、こういふ第三の壁を設けるまでもなく、またこの壁をいかに高くしても根本は依然としてやはり残るのではないかと。御承知のように、現在の条文が国会で審議されましたときに、共産党の徳田さんなどから、これは基本的人権等の面からむしろ弾圧法ではないかということだ、おかしかりを受けた。これじゃ公務員は食い上げになるといふような角度から御批判が集中して、そのあげく、こんなチェックをしたところで、どうせいわゆる天下りができないならば、むしろ職場におる間にたんまりふところにおさめてしまえという方向に追いやるのではないかと、御議論が速記録に出ている。したがって、いかにこの壁を厚くしても根本塞源の手法当てにならない。

そこで、私がもう一つつらつら感じますことは、少し長談義になりますけれども、いま申しましたように、当時この法律の条文ができましたときは、むしろ与野党あけて弾圧的なものではないかという御追及を受けて、当時の人事委員会の政府委員は、これは運用の際行き過ぎにならないように大いに考えます、こう言った。運用の妙というところを使っておりますが、運用の妙によって行き過ぎのないようにいたしますと、ところが二十年たちました今日、全然これが逆になって、世論の御批判が多い。おっしゃるとおり国会でも私がいづつもるし上げを食らっているというより、な状態。この世論の移り変わりというものは何か原因があるだろう。われわれ役人の側におる者としてはやはり謙虚に反省しなければならぬ。当時からいってやはり国民に対する信用が低下してき

ておるのではないかと。たとえば去年の場合だつて、先ほどおことばにありましたように、「ホ」の字が出る。ちよと去年はこの報告を出す前後の段階で、何と申しますか、有名人がお一人でありましたけれども、出てきた。そのためにだれだけわれわれのほうがいりいな目で見られたかというところをつくづく感じますけれども、やはり公務員に対する世間の信用というものが一番根本ではないかということだ、これはこの機械的なごちない制度で幾ら押えようとしても、押えようとするは先ほどおことばが、押えようとしたように、ますます基本的人権の侵害になります。それとのかね合いを考えてみますと、もつと根本塞源的に、世間では癒着と申しておりますけれども、その癒着の場面にメスを入れなければならぬ。許可、認可等の整理ということがたびたびわれわれも、幸いにして事業監督の面の許可、認可というものがだんだんと減ってきております。なお政府も御努力になるように、行管長官が御歸りになったのは残念でありますけれども、許可、認可の整理が行なわれればその癒着の接着剤は消えていくわけですね。そういうところから考えまして、そのほりの面も必要でありますけれども、やはり公務員の皆さんがもう一回反省していただけないものか。一人の人が出ましたために、大ぜい、百万近いわれわれおあずかりしておる公務員の皆さんがみんな信用を失墜してしまふ、これはゆゆしいことだろうと私は感じます。

したがって、これは給与勧告も完全に実施されるというめでたい年であります。給与勧告が完全実施になればなるだけに、また世間は公務員の勤務密度の問題がどうのこうのと、これはおそらく議論が集中するに違いないと、これはおいて、この七〇年代を期して職場の倫理革命をやろうじゃないか、公務員のイメージチェンジをやろうじゃないかということだ、昨年の暮れ各省の人事管理官の会議なども行ないまして、大いにその辺の反省、猛省を促してきておるわけであります。根本はそういうところをひとつ押えて、

そこにメスを入れなければだめじゃないかということだ、私はつらつら感じつつあるわけでございます。

○大出委員 これはお釈迦さんの手のひらを飛んで歩く孫悟空みたいなもので、いまの官僚機構そのものからすれば、ある一定の年限、あるいはある一定の年代に達したときに政界のほうへ出ていく方があり、その場合には御出身の官僚機構というものにはフル動員の形でバックアップをしていく。今度は逆に民間の企業に入っていくという方の場合も、出身の官庁というものはそれなりのバックアップをしていく。だからある局長クラスの方を何々株式会社やるときに裸でやってはかわいそうじゃないか。何かやはり一つつけてやらなければという声がよく起るわけですね。つまりそこまで考えて出でいられるわけですね。だから、それだけ大きな力があるわけだから、当然さっきあげました六十人、この方々のほとんどの方が中心にすわってしまふことになる。そうすると、今度は地方公務員のほうについては規制がないです。全くない。これはなまはんかものがあつたつて同じことだと思われけれども、そうすると建設省なら建設省にいた次長さんという方がいつの間にか県の部長さんになつて、その部長さん陸連関係におつた人がいつの間にかぼんと来ている。そうすると中央のつながりというものは地方に行つても少しも変わらない。だから社会の構造の裏街道に官僚といわれる方々の大きな機構がどこにでき上がっている、こういうことなんですね。その中で、総裁が一生懸命二年をたてて、二年間は職種変更をしては困るのだ、チェックするのだというのを言っているだけのことだ、そうすると、それだけで事は片づかないと思つて、大阪城をねらうカマキリではないけれども、幾らわれわれがここでしゃべつたつて、これだけ大きな機構ができていくということになる。新聞が幾ら書いたつてということになるかもしれない。しれないけれども、書かなければ、また言わなければ、そのところの認識があいまいになつていたのでは、それではあまり官僚機構ばかり、官僚のさばり返つちやつていうことになつて、世の中は一体どうなるのだというところになる。何が起るかかわからぬということになつてしまふ。だから、そういうことを考えると、全くあつちもこつちもみんな官僚が握つちやつて、それでいいということにならぬですよ、いまの世の中は、だからほつほつそこらは考えなければならぬだろうという気がするからものを言ふ気になつたのです。しよせん官僚機構を無視できない世の中だということだ、ほくらほ百も知っている。だからこれは善悪の問題じゃない。

そこで、木村さんはいへんお忙しいところ御出席いただいて恐縮なんですけれども、これまで繰り返したの答弁になるような気がしますが、私も、私は質問したことがないので承りたいのですが、総理大臣官房で特殊法人、公団、公社等の問題はおやりになつておられるわけですが、事前協議のようになつたところをとりなつかしておられますね。ここにある数字を見ますと、四十四年七月一日現在で、特殊法人と称するものが、総理府調査によりまして百八あるのです。この百八のうち役員の数が七百二十一一人ある。このうち三百六十三人となりまして、これは五〇・三%になる。この方々がいわゆる世間一般でいう高級官僚の方々なんです。さてこの内訳は、一番多いのは大蔵省五十九人、次が農林省、これも五十人、先ほど申し上げた通産省は四十二人。ところが大所です。したがって三百六十三人のうち五〇・三%、半分以上官僚の方々がおいでになる。さてそこで問題は、大半が政府出資というところに限られておる。この点はさんざつぱらここで議論してきましたからわかり過ぎておりますが、それが公団にして十三、それから事業団で二十一あります。この十三の公団、二十一の事業団、つまり大半が政府出資、中身を申し上げてもよろしゅうございませう。この役員の方々が二百六十九人おいでになる。役員ポスト二百六十九。これは政府出

れば、また言わなければ、そのところの認識があいまいになつていたのでは、それではあまり官僚機構ばかり、官僚のさばり返つちやつていうことになつて、世の中は一体どうなるのだというところになる。何が起るかかわからぬということになつてしまふ。だから、そういうことを考えると、全くあつちもこつちもみんな官僚が握つちやつて、それでいいということにならぬですよ、いまの世の中は、だからほつほつそこらは考えなければならぬだろうという気がするからものを言ふ気になつたのです。しよせん官僚機構を無視できない世の中だということだ、ほくらほ百も知っている。だからこれは善悪の問題じゃない。

そこで、木村さんはいへんお忙しいところ御出席いただいて恐縮なんですけれども、これまで繰り返したの答弁になるような気がしますが、私も、私は質問したことがないので承りたいのですが、総理大臣官房で特殊法人、公団、公社等の問題はおやりになつておられるわけですが、事前協議のようになつたところをとりなつかしておられますね。ここにある数字を見ますと、四十四年七月一日現在で、特殊法人と称するものが、総理府調査によりまして百八あるのです。この百八のうち役員の数が七百二十一一人ある。このうち三百六十三人となりまして、これは五〇・三%になる。この方々がいわゆる世間一般でいう高級官僚の方々なんです。さてこの内訳は、一番多いのは大蔵省五十九人、次が農林省、これも五十人、先ほど申し上げた通産省は四十二人。ところが大所です。したがって三百六十三人のうち五〇・三%、半分以上官僚の方々がおいでになる。さてそこで問題は、大半が政府出資というところに限られておる。この点はさんざつぱらここで議論してきましたからわかり過ぎておりますが、それが公団にして十三、それから事業団で二十一あります。この十三の公団、二十一の事業団、つまり大半が政府出資、中身を申し上げてもよろしゅうございませう。この役員の方々が二百六十九人おいでになる。役員ポスト二百六十九。これは政府出

資の公団、事業団。この二百六十九人の役員ボストのうちに百七十七人が官僚出身です。これはたいへんな比率です。こういうことになっていくという事になります。これは理屈はわかりませんが、副長官が議運等でお答えになつておられるのを私も読みましたが、予算その他に制約をされない事業体、これは必要だ、しかし、それは全く民間じゃ困るのだというところに公団、事業団というものをつくつた設立の本旨がある、それにのつとつてというふうに考へると、第二官僚なんということを質問しておられる人もありますが、そういう性格は確かにあるけれども、官庁から行くというところが一つの筋になつておられるのだということを言つておられました。しかし、たゞどこにどこであられるように、山中さんがさつき架橋公団の話をおつたに、提案理由の説明だけして帰ればいい橋本さんが、それはそうじゃありません、むきになつて言つておられました。私はそこでもめられては困ると言つただけでも、うしろの側におのおの官僚の一つの機構がありまから、建設省、運輸省のどつちがとるかという騒ぎになるのはしょうがない。水資源公団のときもそうだ。あれは大騒ぎでした。ああいう形に至るところに見られるというところに、世間一般の目に映るのは、いわゆる特権官僚、テクノクラート諸君のいまの動きというものを對して相当な反発が出てくるのはあたりまえです。だからそういう意味で副長官の立場は、ほとんどこれは各省大臣がきめてしまつて持つてくる、何のことはない、めぐら判みたいなのものです。事前協議といふ名の承認ですね。だから、そこらところを副長官自身からチェックのしようがないと言つておられるのだから、大臣がきめてお持ちになる、たいへんどうも恐縮だが、そこまで手が届かない、こういうふうにお答えになつておられるのですから、そうすると、これはすつと通つてしまふということになる。それでいいのかどうかという問題ですね。その前に各省大臣の皆さんのほうが、どこまで一体公団、公社というものを必要である面もあるかもし

れませんけれども、天下りという形でいわれていくものについてどこまで自己規制をするかという問題も確かにあります。できないでしようけれども、これは人事院の場合だつて、大臣が出さなければ、人事院は審査する必要はないのだから、そこらところをどういふふうにお考えになりますか。このまま捨てておいたのではという気がするので、私はものを言う気になつたのですけれども。

また、いわゆる渡り鳥、そういう場合もだいぶ少なくなりましたけれども、もう三回以上のものは困るということもよく言つておられますし、そういうような改善のあとはお認め願わなければならぬと思つて、総じて私が声を大きくして言うだけの実績はまだございません、残念でございますが。

でしよう。しかつめらしい話じゃない。内々、この人をこへ持つてきたいけれどもどうだろうという話があつて、激しいやりとりがあるわけですよ。それをやつとまとめる役割りを果たして行くわけでしょう。だから、そこらところがそういう形ではないかと思つておられるのです。もう少し的確なチェックのしかた、お手盛りと世の中から見られないような形、やはりこれが特殊法人その他に對しても必要だと思つておられるが、副長官も、そこらところを少し考へるお気持ちでございます。いまのままでは、三十三項目も基準をきめられておることである限りは、それでしよう、それは、罰則もついているんですから、そういう偽りを持つてきやしないと思つておられる、やはりこれは制度上の問題です。だから、一つの例として、決算委員会を取り上げたような形で、特殊法人というものについて、給与というものをひとときめようじゃないか。公務員の一般職なら一般職という形できめようじゃないか。二十七万なら二十七万ときめようじゃないか。ところが、与党修正で、根本さんどつちかにおいでになつたやつたけれども、総理大臣も含めたような修正をすれば、これは五十何万円に上つてやうなわけ。だから、そういう方法で押えようとするのも一つの方法でしよう。世間一般に對する。何かそこに、そういう目に見えてなるほどという方法がなければと思つておられる。たとえば、退職金というものは、一般の公務員の退職金の基準に從つて、何かそこに明確なものがないければ、納得するはずがないと私は思つておられる。そこらところ、どうですか。

ただ形の上からいって、在職年限が長いというこ

とはずぐわかりますから、その場合はノーと言います。

また、いづゆる渡り鳥、そういう場合もだいぶ少なくなりましたけれども、もう三回以上のものは困るということもよく言つておられますし、そういうような改善のあとはお認め願わなければならぬと思つて、総じて私が声を大きくして言うだけの実績はまだございません、残念でございますが。

でしよう。しかつめらしい話じゃない。内々、この人をこへ持つてきたいけれどもどうだろうという話があつて、激しいやりとりがあるわけですよ。それをやつとまとめる役割りを果たして行くわけでしょう。だから、そこらところがそういう形ではないかと思つておられるのです。もう少し的確なチェックのしかた、お手盛りと世の中から見られないような形、やはりこれが特殊法人その他に對しても必要だと思つておられるが、副長官も、そこらところを少し考へるお気持ちでございます。いまのままでは、三十三項目も基準をきめられておることである限りは、それでしよう、それは、罰則もついているんですから、そういう偽りを持つてきやしないと思つておられる、やはりこれは制度上の問題です。だから、一つの例として、決算委員会を取り上げたような形で、特殊法人というものについて、給与というものをひとときめようじゃないか。公務員の一般職なら一般職という形できめようじゃないか。二十七万なら二十七万ときめようじゃないか。ところが、与党修正で、根本さんどつちかにおいでになつたやつたけれども、総理大臣も含めたような修正をすれば、これは五十何万円に上つてやうなわけ。だから、そういう方法で押えようとするのも一つの方法でしよう。世間一般に對する。何かそこに、そういう目に見えてなるほどという方法がなければと思つておられる。たとえば、退職金というものは、一般の公務員の退職金の基準に從つて、何かそこに明確なものがないければ、納得するはずがないと私は思つておられる。そこらところ、どうですか。

ただ形の上からいって、在職年限が長いというこ

とはずぐわかりますから、その場合はノーと言います。

また、いづゆる渡り鳥、そういう場合もだいぶ少なくなりましたけれども、もう三回以上のものは困るということもよく言つておられますし、そういうような改善のあとはお認め願わなければならぬと思つて、総じて私が声を大きくして言うだけの実績はまだございません、残念でございますが。

でしよう。しかつめらしい話じゃない。内々、この人をこへ持つてきたいけれどもどうだろうという話があつて、激しいやりとりがあるわけですよ。それをやつとまとめる役割りを果たして行くわけでしょう。だから、そこらところがそういう形ではないかと思つておられるのです。もう少し的確なチェックのしかた、お手盛りと世の中から見られないような形、やはりこれが特殊法人その他に對しても必要だと思つておられるが、副長官も、そこらところを少し考へるお気持ちでございます。いまのままでは、三十三項目も基準をきめられておることである限りは、それでしよう、それは、罰則もついているんですから、そういう偽りを持つてきやしないと思つておられる、やはりこれは制度上の問題です。だから、一つの例として、決算委員会を取り上げたような形で、特殊法人というものについて、給与というものをひとときめようじゃないか。公務員の一般職なら一般職という形できめようじゃないか。二十七万なら二十七万ときめようじゃないか。ところが、与党修正で、根本さんどつちかにおいでになつたやつたけれども、総理大臣も含めたような修正をすれば、これは五十何万円に上つてやうなわけ。だから、そういう方法で押えようとするのも一つの方法でしよう。世間一般に對する。何かそこに、そういう目に見えてなるほどという方法がなければと思つておられる。たとえば、退職金というものは、一般の公務員の退職金の基準に從つて、何かそこに明確なものがないければ、納得するはずがないと私は思つておられる。そこらところ、どうですか。

ただ形の上からいって、在職年限が長いというこ

とはずぐわかりますから、その場合はノーと言います。

また、いづゆる渡り鳥、そういう場合もだいぶ少なくなりましたけれども、もう三回以上のものは困るということもよく言つておられますし、そういうような改善のあとはお認め願わなければならぬと思つて、総じて私が声を大きくして言うだけの実績はまだございません、残念でございますが。

でしよう。しかつめらしい話じゃない。内々、この人をこへ持つてきたいけれどもどうだろうという話があつて、激しいやりとりがあるわけですよ。それをやつとまとめる役割りを果たして行くわけでしょう。だから、そこらところがそういう形ではないかと思つておられるのです。もう少し的確なチェックのしかた、お手盛りと世の中から見られないような形、やはりこれが特殊法人その他に對しても必要だと思つておられるが、副長官も、そこらところを少し考へるお気持ちでございます。いまのままでは、三十三項目も基準をきめられておることである限りは、それでしよう、それは、罰則もついているんですから、そういう偽りを持つてきやしないと思つておられる、やはりこれは制度上の問題です。だから、一つの例として、決算委員会を取り上げたような形で、特殊法人というものについて、給与というものをひとときめようじゃないか。公務員の一般職なら一般職という形できめようじゃないか。二十七万なら二十七万ときめようじゃないか。ところが、与党修正で、根本さんどつちかにおいでになつたやつたけれども、総理大臣も含めたような修正をすれば、これは五十何万円に上つてやうなわけ。だから、そういう方法で押えようとするのも一つの方法でしよう。世間一般に對する。何かそこに、そういう目に見えてなるほどという方法がなければと思つておられる。たとえば、退職金というものは、一般の公務員の退職金の基準に從つて、何かそこに明確なものがないければ、納得するはずがないと私は思つておられる。そこらところ、どうですか。

そこで、私がまず申し上げたいのは、先ほど申し上げた、わずかではございますけれども、内閣全体として天下りの問題についてチェックをおく。これを年々きびしくやっていく。先ほど、総理府の統計としてお出しになりましたようなもの、それはあらゆる公務員出身者の統計でございますので、私の手元で持っております。わゆる高級公務員から天下った、全体の百十の特任職人の中の比率は相当減っております。比率から申せば、四十四年度が三三・五％、これが一年たちまして、ことしの一月は三二・五％、わずか一％ですけれども、まあ、これだけの減少を示している。何せ、人事の問題でございますし、また任期がございませぬ。任期中で首を切るわけにはいかない。なかなか遅々としてはかどりませんけれども、そういう改善のあとがあることだけは御承知願いたいと思っております。

○大出委員 そうおっしゃったって、これは、特任職人をふやせばふやちやうどしょう。ことしは、特任職人がどのくらいふえますか。

○木村政府委員 御承知のように、前に特任職人の整理をやりまして、全部で大体七つ減らす方針でございます。すでに減らしたものが三つ、今後、昭和四十六年度以降で減らしますのが四つ予定いたしております。そういうような減らし方をすると同時に、新しい行政需要に應ずるためにはどうして新しい特任職人ができる、これはやむを得ない、これは、国会の御承認を得た上でふやすのですから。そういう意味で、われわれが極力やっておりますことは、これは悪い例を言つてはどうかと思っております。昭和四十二、三年以来、年々特任職人の数が、多いときには十三、少ないときでも三つ、四つふえておりました。それが、やつとその増勢をとどめて、少しでもこれを減らそうというふうに、この二、三年來つとめておるところでございます。特任職人の数がふえるということではなしに、特任職人の数はもうこのままで、ひとつ現勢をとどめよう、その中で高級公務員から天下る率を減らしていこう、

そういう努力をしている最中でございます。

○大出委員 四十五年度予算の関連でいきましても、ことごとく、坂田文部大臣の例の折衝でまいった私学振興財団というのがありますね。これも特任職人でしょう。それから情報処理事業団、これは名前を変えて協会か何かになったでしょう。これも、名前を変えて、性格は一緒でしょう。それから、先ほどの架橋公園などというものも出てきていますね。そうすると、これはこのまままで押えていったって、なかなかそう押え切れません。そこそこにはこれは出てくるわけですね。減らしてとおっしゃるけれども、ずいぶんほくらも、ここに皆さんおられるけれども、この委員会でも再三、再四取り上げてきた問題です。何年もかかっている問題ですよ、これは。だから、そうではなしに、そこから先にもう一つ、どういう規制、どういう方法をとればという、もう少し一般的になるほどというふうにはわかるような押え方ができないかと言っている。しよせん、官僚の皆さんだつて行き先を求めなければいかぬのだからいたし方がないのだと割り切るなら、そういう意味で説得力のある回答を国民の皆さんにすべきたと私は思うのです。どつちですか。そこそこは、やむを得ぬとお思ひならば——さつき通産省の例をあげましたが、この方々が会社の専務取締役をやらせとおやりになつても、これはやむを得ぬとおっしゃるなら、そのように割り切つて国民にもを言わなければならぬ。何かどうもぐあいが悪いような言ひつづりをしながら、現状どうにもならぬという形でするすする延びていくところ、ますますもって世間一般が納得しないという問題になつてくるということでございますから。そこらはいかがですか。

○木村政府委員 これは、特任職人だけの問題でなしにお答えいたしますと、とにかくいま人事院にお預けしておられるいわゆる民間企業への天下り、これは御承知のように、職業選択の自由という基本的人権と公共の福祉との調和といふことではあります。ただ、その公共の福祉の内容が、やはり公務

員法が通つた時点といまとは相当変わつてしかるべきだと思ひます。したがつて、先ほどの、公務員に対する一般的な社会的不信といふものがこの天下りの問題を非常に大きくしたものと、これも否定できません。否定できませんが、それだけではたして解決するかどうかといふことをわれわれは考えるわけでありませぬ。したがつて、そういう面からいって、公共の福祉といふ内容が時世の変化とともに変化するならば、この公共の福祉の内容となる人事院の基準そのものももう少し変わっていくべきである。極端に申せば、公務員法百三条ですか、その第一項の規定そのものに再検討を加えるべき時期ではないか、そういうふうに考えておられます。したがつて、これは直ちにわれわれが取り上げる問題ではございませぬけれども、国会でもいろいろ御審議の上で、政府としてもそれはよく検討してみたい、こう考えます。

○大出委員 そうすると、百三条に手をつけようというお考えはあるわけですか。そうなりますか。

○木村政府委員 これはもう公務員制度全般の問題でございますので、いずれ公務員制度審議会でも問題にされましようし、また国会でも慎重に御審議の上、政府としても態度をきめたい、こう考えます。

○大出委員 これはあとから行管その他の立場の方の御意見も聞きますけれども、公務員制度審議会でも取り上げられるでしょうとおっしゃるが、皆さんのほうで諮問をせいかぬでしよう。そのうち、やはり百三条をめぐる問題をどうするかというのを公務員制度審議会にはかる。どういふはかり方をするかといふことはありませぬ。人事院の相談もあるでしょうし、いろいろございませぬ。行管の意見も聞かなければなりません。しよし、けれども、少なくとも行政監理委員会は幾つかの具体的な事例をあげているわけですからね。あつたかとは別として、昨年の決算委員会ではいろいろ

る案をつくる努力をしたことも事実でしよう。それらだとすると、そのところは、現在は百三条の規定に入っていない特任職人その他の問題であつても、やはり大きな目で見ても同じことが言えるわけですから、百三条の規定の中に入れていかう問題が出てくる。

極端なことを言つて、行政監理委員会に席のある人の例をあげれば、人事権といふものは全部人事院に持つていってしまふ、そして人事院のいまの法律規制を改正して、完全なチェックができるように権限を持つていってしまふという意見もある。それには、どだい、大蔵省に予算編成権があるからこんなことになるんだという、極端なことを言う人も出てくるわけですからね。そこそこひつついていけるから大蔵官僚が一番先に行つちやうんだという御意見もある。だから、そこらのことも含めて、公務員制度の問題なら問題で、百三条をどうするかといふところははかるならばはかる、こういふふうにはやはり筋立てをしていただくかぬといかぬ。そこそこはいいかですか。

○木村政府委員 先ほど申し上げましたとおり、直ちに取り上げたいと思ひませぬけれども、今後十分検討すべき問題として、まず人事院と相当お考えを願ひたいと思ひますが、しかる後に政府でこれを取り上げていきたいと思います。

○大出委員 そうしますと、とりあえず人事院と十分相談をする、その上で——先ほど、やがて公務員制度審議会でも取り上げられるでしょうとおっしゃつておられますから、人事院と十分相談した上で、やがて公務員制度を審議する審議会もあるわけだから、いずれそちらのほうにはかる、こういう方向でこれから進めるといふことではないですか。

○木村政府委員 公務員制度審議会でありませぬと総務長官がおりますけれども、政府全体としてはそういう方向で進んでいきたいと思ひます。

○大出委員 とくに、総務長官、先ほどの御答弁で大体気持ちわかつていますけれども、具体的にものを申し上げましたから、また伺ひますが、



りが強くなつていけば、またひと交わりする場合だつてあり得る。これはさつきお話しの大蔵省、自治省がチャンチャンバラバラやりの時期だつて、大蔵省内閣をつくるか内務省内閣をつくるかという暗黙の争いだつてあるわけですよ。建設省と警察庁で人がどんどん出たり入つたりしている。あそこで係長をやつていた者が県の公安部長になつて来ているとか、そうでしょう。旧内務官僚の勢力毎りがたいものがあるけれども、戦後の経済の移り変わりでこちらのほうの勢力が強くなつていったときに、大蔵省、自治省の争いの軍配がどつちになつたかといふことだつてあるわけですよ。だからさうなつてくると、財界がこりかばかか別にして、抱き込んで使えばコントロールするにはまことにぐあいいいといふことになるわけですから、さうなつてしまつていいのかといふ問題に突き当たるから、あるいは大阪城をねらうカマキリに類するものかもしれないし、お釈迦さまの手のひらの上を飛んで歩く孫悟空になるのかもしませんが、かといつて言わなければこれは問題だといふことで言ひ氣になつたといふことを私は先ほどから申し上げておるわけですよ。だから、興味ある問題といふんじやなくて、この問題は、今日の社会、経済を含めての最大のポイントでしょう。これをシャットアウトして一切民間企業にやらぬといふことにしたら路頭に迷う人もあるかもしれぬが、もつと大きな目で見たら、それこそいまの官僚機構といふものはつぶれていきますよ。だから、それは幾ら決算委員長あたりが案をつくつてみたからといつて、与党内でそんなことはまともなはずはない。それだけに、やっぱ取り上げるところで取り上げて、こまごまよくと問題は表に出してどうするかを検討しなければならぬだろう、こりいふことなんですよ。だから興味ある云々じゃなくて、それはわが身は幾ばくか知らぬからといふ前提では困るけれども、幾ばくかある間に、価値ある問題だけにその価値ある問題をひとつ決着をつけ、方向づけをする、やはりこりいふ考え方に

立つていただいて、さつき副長もおつしやつておるように、人事院總裁その他ともよく相談をする、そしていづれ公務員制度審議会を取り上げる問題だろう。逆に言えば、相談をして、いづれにしてもやがて公務員制度審議会に於ける、公務員制度全体として検討してらる、こりいふ方向づけでいく。このくらゐのところまでは、幾ばくか知れぬ任期に違ひないとは思ふけれども、お答えおきいただかないと、党人派出身の総務長官らしくないと思ふのだけれども、いかがでしょう。

○山中国務大臣 誤解があるといけません。私はさつき言ったように、役人を経験された方であつても、選挙の洗礼を受けて国会に出られた以上は、これはもう選挙法のもとに厳然として政治家であつて、ただ特定の部門に過去の経験で非常に有能な立場を持つておられるといふことであらう。その意味で党人派と分けられることも迷惑ですけれども、しかし概して党人派といふものは、率直に言つて勉強しないですね。したがつて大言壮語をしたり行動力はありませんけれども、事政策の問題とか、こまごま数字の問題になるとめんどろくさくなくなつてしまふ。こらにやはり——私は党人派出身とか役人出身とかいふ政治家の分野があつてはいいかと思ひます。いけなないけれども、やはり勉強をして、そして一生懸命努力をして、役所の出身の人が専門的に過去の体験、生涯を通じて得たものがあるならば、それと同等でなくとも、それに劣らぬくらい努力をされて、そしてみんなが同じレベルの能力を持つて——特殊なところへ行動力とかなんとかといふもので若干の差があるかもしれませんが、その反面には、言ひことだけは言ひけれども実行はしないじやないかと言はれる党人派のもろさもあるでしょう。だからさういふふうには、政治の中の問題ですから、もちろんこれは与野党とも分けられない問題ですけれども、そのような角度から官僚機構といふものを見ますと、やはり一方も員のごとくふたを閉じぢやうのですね。それではだめなんだから、やはりそこにお互いが入り込んで、そして官

僚の中で優秀だけれども視野が狭いとか、あるいは判断は正しいことであるけれどもタイムリーでないとかいふような問題を、政治家が事実を知つた上で、対等に近い勉強、能力をもってそれを判断しながら政治的にリードしていくといふことがどうしても必要だと思ふのです。その意味では、私自身を含めて一その勉強をしなければならぬと考へます。私は、公務員法の審議会にいまスト権の問題を一生懸命議論してらつております。御承知のように構成員の資格問題で前田義徳会長たいへん苦勞されました。先般大岡さばきをされました。あれでどうやらすべり出したようでありまして、それから、一応その問題を議論しておりますので、そこらの議論の半ばに差しはさむにはちよつとこちらはまだ準備不足でございまして、私の任期中にそれができるかどうかは別として、価値ある課題としての検討をやつてみますといふことでお答えを終わりたいと思ひます。

○大出委員 それじや時間もありませんから、防衛庁にお見えをいただきましたので、ちよつと恐縮でございしますが、これは私も、いささか予算委員会の質問のときのいきさつもありまして、これは御存じだと思ひますけれども、たまたま山口さんが不幸なおなくなり方をなさつたときに問題が生まれまして、バグジ問題あるいはF-X問題等との関連もありまして、増田長官時代にいろいろ御質問申し上げたのですけれども、自衛隊法に基づく規制のしかたになつていられるわけですから、いささかお手盛りではないか、しかも関連登録業者にどんなおおいでになるかといふことになると、それが願ひではない。だから機密漏洩といふ問題も出てくるので、そこはどうかといふことでも、もつと嚴重な自己規制をしたい、こりいふことでもございした。その後何か御検討をいただきましたですか。

○内海政府委員 いまお話をいただきましたように、以前に先生からいろいろ御質問をいただきました。防衛庁におきましてもその制度自体はどういふふうにするか、とりわけ第三者機関による審査

といふものをどうやるかといふのいろいろ検討を加えましたけれども、現在までに得ました結論と、かつ実行しております事柄について申し上げますと、なお今後もその第三者機関への審査の委託とかあるいはまた第三者機関を入れた審査機構をつくるかといふ問題は検討を続けていきますけれども、何よりも現在の法制のもとにおいて、最も実態をよく知つておる防衛庁の内局が嚴重な審査を行つて、さうして実態に合ふ状態を実現していくことが必要なのじやないか。しかし、かりに第三者機関の審査にまかせました。ただ、まかせたから、審査が通つたからそれでいいのだといふことだけでは法に定めておる趣旨の実現といふのは期せられない。むしろ法の定めておる趣旨を実現し、さらにそれを継続させるにはどうしたらいいかといふ観点に立つて考へた場合、現状においてはさらに本人からの申告あるいは各幕における審査、そして内局における審査、さうして長官の承認あるいは不承認という措置をとることが一番いいのではないか、こりいふうちに結論を現在のところ得まして、これに基づいて諸般の手続をきびしくいたしまして、本人から詳細な就職への内容の届け出をさせまして、現職の間にそれを幕僚会議において審査をする、さういふふうな制度をいたしまして、現在厳正を確保する措置をとつておる次第でございします。

○山中国務大臣 私はいま防衛庁の説明を聞いておつたのですが、私の親友である中曾根君とも相談をしてみたいと思ひます。防衛庁が特別職であるから人事院の——いままはたは手ぬると言はれておりますが、手ぬるい網からもさらけ外に出ておるといふことについては、これは防衛庁、自衛隊の特殊な特別職としての性格はそのままにしておいても、いわゆる考へ方としては天下り規制といふ問題の網の中には当然これは入つておるべきぢやないかといふ気がするのです。ただ、これは担当大臣の中曾根君がいまここにおりませんが、私がかつてに言つて迷惑をかけてはいけません、少なくともいま







になつても買わなければいかぬ。そういうことになると、輸入というのを一つ頭に置かないとやつていけないものではないか。そうすると、もう一つここに問題がありますが、ここに輸出会議総合部会審議報告書というのがあります。これは四十四年六月十八日。これを見ますと、ここに書いてある中身からすると、国際的にながめて保護主義の傾向というのが最近強くなつておる。さつき総務長官がおつしやつた繊維規制もそうです。これは何もアメリカだけの動きではない。方々にそういう動きが出てきておる。通貨不安というよりな問題も関連してということになると、そういう国際的な趨勢の中で、自由貿易というものから多少なりとも保護主義という傾向が強くなつておる。経済的に発展してきておる日本は一体どうするかという問題。そこで第二番目のものを見ると、開発途上国との片貿易の是正の問題、これは非常に大きな問題のとらえ方をしている。これは単に通産省の貿易振興局の問題ではないですね。やはり外務省の日米共同声明以後のなんというところをつけると、大臣答弁になつてしまふますから無理でしようけれども、そういう意味ではなくて、やはりさつき経済は外交なり、輸出は外交なりという話が出ましたが、いま外交政策が先行している。そうすると、その重点は一体何だという問題がやはり出てくる。ところが、さつきピアソンとおつしやつたから、その中に関連してそこらはどう考へるかということくらいは、経済協力局の参事官としての立場でおつしやつていただけませんか。

○村上説明員 経済の問題は、実は私のほうで、経済局と経済協力局と二つございまして、私のほうは経済協力局でございます。経済協力局の観点からお答えさせていただきます。

経済協力局といたしましては、やはり開発途上にある国が、将来長い展望のもとに立つていくためには、やはりそれ自身自立経済、自立の力を持たなければならぬ。その自立の力を持たなければならぬ、そのための経済協力であり援助である。

したがって、その国の開発の面あるいはその国の社会、インフラストラクチャーの面、そういう問題の解決、あるいは社会部門の建設、それから資源の開発等につとめるというふうな観点から、私たちがは対外経済協力を考へております。

○後藤政府委員 先ほど来輸出会議というものが、それから経済協力との関係あるいはまた資本自由化の問題等々の御議論があるようでございます。事務的にこれを御説明申し上げますと、経済協力の問題に關しましては、別途経済協力審議会が設置されております。それから、資本自由化の問題に關しましては、これは国内投資の問題でございますが、外資審議会がございまして、この輸出会議とは一応別個になつておる、そういう仕組みになつております。そこで、現在輸出だけ振興してはいかぬ。まさにいま国際情勢は変化しておりますので、日本の経済的地位も上がつてきておりますので、仰せのとおり、いま一番日本の貿易上の問題になつておりますのは、開発途上国、特に東南アジアを中心とする韓国、台湾その他の国々との片貿易の問題でございます。この片貿易が、その傾向を見ますと、積年その差が拡大してきておるといふ非常にゆゆしい問題になつてきております。したがって、それとも関連いたしまして、今後の貿易政策と申しますか、対外経済政策というものは、片や開発途上国との経済協力というものを踏まえながら、もっと総合的な観点に立つて、輸出輸入両面を考へた政策をつくつていく必要があるというところが、今回の輸出会議の中に輸入の部面も含めまして改組をお願いいたしたいということになつておる。それとも関連いたしておるわけでございますが、一面におきまして、この経済協力の問題は、そういう開発途上国の経済自立というものを最終の目的といたします。それに対する援助であるという色彩を持つておりますと同時に、日本の産業政策自体にとりまして、これはこの面のみがあまりに強調されますと、また海外の諸國に誤解を生じるかと思いま

すが、資源確保の問題がございまして。経済が大型化したしてまいりまして、現在日本の基幹産業といわれております鉄鋼業にいたしまして、その鉄鉱石、それから原料炭、あるいは石油産業はもちろん、あるいはパルプ、紙等の木材資源、あるいは非鉄金属、あるいはまたアルミの原料になるボーキサイト、いずれもこれは海外、特に東南アジアの諸國を中心といたしまして、それに依存しておる次第でございます。

それで、また開発途上国におきましては、そういう資源の埋蔵量が現在知られておるもの、あるいはまた将来の可能性等も非常にたくさんございます。そういう現状においては、開発途上国が片貿易を是正するために日本へ売り込むものは非常に少ない。しかしながら、これを開発輸入とする、何らかの経済協力的な色彩をも加えまして、これに対して日本が手を差し延べるといふことは、これは世界経済全体の伸展の問題、あるいは経済協力、ピアソン報告の意図するところ、あるいはまた日本自身の東南アジアにおける経済的地位のさらに向の上という点等から見て非常に重大な点である。かように現在の貿易振興局としては考へております。

○大出委員 ちよつと分けて答えていただけませんか。つまり貿易会議というものの性格をはつきりしておかぬと困るものですかね。そこで、さつき長官が言つていた資本輸出などといわれる問題ですね、そういうふうなものを扱ふのは、一審議会としてはどこでやるのかという問題にまず答えてください。

○後藤政府委員 これは大蔵省の所管になつております外資審議会でございます。

○大出委員 そうすると、この貿易会議には全く関係がない、そう言ひ切れますか。

○後藤政府委員 ただ、全く関係がないというところは、現在の輸出というものはまた輸入といふものが、もっぱら従来と色彩がだんだん変わつてまいりまして、単品だけが輸出されていく形ではなくて、むしろ向こうへ行きます場合

に、たとえは一番過例がプラント輸出でございまして、これは日本の資本、技術あるいは延べ払いの問題等々とも関連して出てまいりますので、相互に密接な関係があるかと存じます。

○大出委員 どうせこれは終わりませぬから、本論に入らないで、聞くだけ聞いてやめさせていただきますが、そうしませんと、時間がなくなつちゃう。ただ、せつかくお見えをいただいて、私も貿易会議というものをほんとうに考へてみようと思つておるものですから、もうちよつとやらしてくださ。

そうしますと、これはさつき何か関係のないようなことをおつしやつたので、いま聞いたのですけれども、関係ないと言ひ切れませぬわね。ちよつと例をあげますと、いまのお話からいけますと、インドネシアの例なんかいま出ましたが、このPS方式、つまりプロダクション・シェアリング方式と言つておるやつですね。これでいきますと、この北スマトラの石油ですね、これはインドネシアに入るのしょうね。この場合に、この北スマトラの石油開発協力というので、ここで契約月日が一九六〇年の四月ですね。開発品目は、これはもちろん石油、ここから始まりまして、たとえばカリマンタンの森の木材の問題がありますね。あるいは日本インドネシア糖業開発、セーラム島、これは甘藷、粗糖ですね、この問題。あるいは中部カリマンタンの三井物産の南方林業の開発の問題がありますね。それから三井物産のブル島のやつがありますね。これは木材ですね。一番大きなのはインドネシアの石油だと思ふのですけれども、これは石油の開発にまず金を投資しますね、そうしてこの開発をして原油が出てきた。そうすると、その時点でどれだけが日本へという形の、あらかしめワクをきめておくわけでしょう。そういうふうなやりとりは、これはインドネシア石油資源開発株式会社ですか、北スマトラの沖だとか、あるいは東カリマンタンの沖、これも石油だとかございまして、こういうふうなものをやる場合に、それは貿易会議のほうと全く関係なし

に、単なる資源確保という形だけでそこへ金を投入をする。その場合に出ていく金についての審議はどこまでやって、そこらのところは一体向こうから何か産品の見返りをもちろのかどうか、そこらのところは現在どういふふうに進んでいるのか。

○後藤政府委員 経済協力の問題は、ただいま先生から御発言がございましたように、資本の出ている場合でございます。それから機械類、設備類、延べ払い輸出で出てまいる場合がございませう。単品輸出になっていく場合もございませう。そういったものが総合して、ただいまのように一つのプロジエクトあるいは石油資源の問題なりなんなりということになっておりますので、これは最高の方針といたしましては、先ほど申し上げましたように、経済協力審議会がございませうが、まず事務的には、これは外務省はもちろんのこと、大蔵省、通産省、それからまた農林省等もございませう。そういう関係官庁で十分にその問題を詰めて協議いたしまして、そして関係各官庁の意見の一致したところで進められておる、こういう経緯でございます。

○大出委員 これは討議の場所をはっきりさせなければいかぬのですから分けて言ったのですが、あと一点だけ質問して、長官の時間もありのようですから次に譲りますが、韓国の場合に、韓国の製鉄所の建設問題で、だいぶ昨年来いろいろございしたね。またややこしいことをやっているものだと感心して、これを調べてみたのですが、昨年第三回日韓閣僚会議が開かれましたね。そして浦項製鉄所の問題で、一億ドルばかり金を何とかしろという話が出てきていました。すね、ところが見返りになるものはない、けとばしたらということになりましたね。そうしたら今度ほかへ頼みにいきましたね、韓国側が。それでまた今度、どうも向こうで断わられたからしかたがないというので、また日本にということですが、これは結果的にはどういふことになったのですか。

○後藤政府委員 いろいろ浦項製鉄所の建設問題

につまましては、日韓の、日韓のと申しますか、わが国の韓国の経済協力の一環として非常に大きなプロジエクトであるということで種々討議が重ねられたようでございますが、結論的に申し上げますと、現在御承知のように韓国に申し上げいろいろな形で借款が供与されております。あるいは有償、あるいは無償の政府借款あるいは民間ベースの借款と、いろいろございませうが、そのうちのひとつといたしまして、現在の浦項製鉄所に対する日本側の資金協力は、政府の資本協力の有償のうち七千四百万ドルを利用いたしますことにも、それにあわせて民間借款ということでも、これはもっぱら輸銀ベースになってくるかと思ひますが、五千万ドルを供与する、そういう形で協力を進めた、こういうことになっております。

○大出委員 経済ベースでございますとこれは成り立たないから断わったわけですね、その経過をずっと調べてみると、ところが、どうもいささか政治的な背景が出てまいりまして、鉄の関東三社が相談した財界の動きがございした。富士、八幡、日本鋼管、これは確かに総工費一億六千万ドルの五多、八百万ドルが鉄の三社に入りますからね。これは技術援助料ですよ。だからそういうろばんがあるいははじけるのかしれぬという気がするのだけれども、だから全くろばんをはじかぬで、財界が佐藤総理に、経済ベースには乗らぬけれども何とかひとつ金を出してやると言つたのかどうか、そのところはわかりませんが、そこま

でのご行なわれて浦項製鉄所に——最初断わった、今度は外資の援助をほかへ頼んだらほかも断わった、また日本に持ってきた、それを今度日本は認めた。じゃ資源確保といたつたって韓国に何もない。それで、石炭くらいしかない。しかしかしくこれだけの金を出すとということになると、そこらちよつとどうもふに落ちぬことがある。だから私の言いたいのは、基本的な経済政策として韓国なり台湾なりというものを、共同声明が出ているわけで、どういふふうにとらえているのかという点がはっきりすれば、これにま

つわる、これはたくさんあります。いろいろな韓国のケースがありますね、それなりに理解ができる。そういう考えだからこままでいっているんだなというところはわかる。だから、貿易会議というものは出てきたけれども、これは物のほうが中心だけれども、それとも一体基本的などういふ政策が頭にあって、あるいは国としてどういふ政策をとるということになっているからこのベースに乗せるのならば乗せるのだ——ピアソン報告なんかもありますが、というふうになっていかなうかと、どうも何かぼかんと輸出会議を、輸入もあるのだけれども貿易会議に出しますということでは、これは何を一体論議する必要があるのかというところになるわけですから、そこらのところがどうもはっきりしないので、そこだけ聞いておいて、こまかい内容については後ほどまた機会を改めて申し上げます。

○後藤政府委員 最初に、浦項製鉄所の経済ベース云々の話でございますが、私も技術的な専門家でございませぬので、しかと御納得のいく答弁ができるかどうか存じませんが、冒頭に申し上げましたように、韓国との間は非常に片貿易のシエール状に開いている点が非常にあります。たいへん片貿易になっております。で経済協力の問題も出てまいるわけでございますが、この浦項の製鉄所に関しましては、以前日韓の経済協力委員会でも定めた、これは政府ベースのものでございませうが、韓国全般の経済を調査するという、当時の経済企画庁の調整局長が団長になりまして、私もその団の一員として参つたわけでございますが、全般の経済状態を視察してまいりました。その後この浦項の製鉄所の問題が出てまいりまして、いろいろな経緯の結果、浦項製鉄所に対して日本側が応援をするという基本的な姿勢がきまりました。そのときに、その経済性あるいは技術の適正等々を考慮いたしますために、これは昨年の九月でございませう、やはり経済企画庁の調整局長が団長になりまして、関係各官庁もそれに加わり、専門家の技術

者も加わりまして、それで調査いたしました結

果、経済性の点あるいは現在いかなる技術を採用するか等々の細部について結論を得て今回の取り運びになったものと承知いたします。

○大出委員 わかりました。

○天野委員長 次回は来たる十日、午前十時理事會、十時三十分委員會を開会することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後一時二十七分散會